（仮称）糸満市物流団地等造成事業に係る

計画段階環境配慮書

【要 約 書】

平成 31 年 4 月

糸満市土地開発公社

はじめに

糸満市においては、国道 331 号豊見城道路・糸満道路が開通し、那覇空港や那覇港へのアクセス性が高まったことや、国際物流拠点産業集積地域に指定されていることなど、物流の利便性が高い地域となっており、企業からの事業用地取得に関する問い合わせが増加しています。しかしながら、糸満工業団地の用地はすでに完売しているなど、その企業ニーズに対応できていません。

このため、第 4 次糸満市総合計画（後期基本計画）における定住促進、雇用の拡大と安定、産業振興に関する取り組みとして、また、沖縄 21 世紀ビジョンの実現に向けた各種県施策との連携・支援を通じ県経済の発展に資することを目的とした取り組みとして、新たな産業の受け皿となる用地確保の可能性や、当該用地への生産性・雇用吸収力の優れた企業誘致の可能性について調査、検討を進め、その具体像を明らかにすることを目的として、平成 30 年 5 月に糸満市により「糸満市土地利用（真栄里地区）基本構想」が策定されました。

この度、糸満市土地開発公社は糸満市より依頼を受け、糸満市真栄里地区において 4～6 年後の分譲開始を目標に真栄里地区に物流団地と公共交通ターミナル等を整備する基本計画の作成に着手しました。本事業は沖縄県環境影響評価条例（以下「条例」という。）に規定する対象事業（土地の造成を伴う事業）の規模用件に該当することから、同条例第 4 条の 3 に基づき「計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。)」を作成し、同条例第 4 条の 4 に基づき配慮書を公告・縦覧する運びとなりました。

配慮書は、環境影響評価の手続きの中で最初に実施するものであり、事業を実施する際に、重大な環境影響を回避・低減するための考え方を示したものです。

事業者と致しましては、上記について、今後、住民の皆様、関係行政機関のご意見を賜りながら、沖縄県環境影響評価条例の手続きを適切に進める考えです。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 31 年 4 月

糸満市土地開発公社

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用したものである。（承認番号　平 30 情使、第 1016 号）
本書に掲載した地図を第三者が複製する場合には、国土地理院長の承認を得ること。

目　次

第 1 章　配慮書事業者の氏名及び住所 ---------- 1-1

第 2 章　配慮書対象事業の目的及び内容 ---------- 2-1
2.1 配慮書対象事業の名称 ---------- 2-1
2.2 配慮書対象事業の種類 ---------- 2-1
2.3 配慮書対象事業の目的 ---------- 2-1
2.4 事業実施想定区域 ---------- 2-2
2.5 配慮書対象事業の規模及び内容に関する事項 ---------- 2-6
2.5.1 配慮書対象事業の規模 ---------- 2-6
2.5.2 配慮書対象事業の内容 ---------- 2-7
2.6 配慮書対象事業に係る工事計画の概要 ---------- 2-9
2.7 配慮書対象事業計画の背景、検討経緯及び必要性 ---------- 2-9
2.7.1 配慮書対象事業計画の背景及び経緯 ---------- 2-9
2.7.2 配慮書対象事業計画の必要性 ---------- 2-13
2.7.3 上位計画との関連性 ---------- 2-14
2.7.4 環境分野の計画との関連性 ---------- 2-17

第 3 章　事業実施想定区域及びその周囲の概況 ---------- 3-1
3.1 社会的状況 ---------- 3-4
3.2 自然的状況 ---------- 3-10

第 4 章　計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの ------ 4-1
4.1 計画段階配慮事項の選定 ---------- 4-1
4.1.1 本事業における環境配慮の考え方について ---------- 4-1
4.1.2 主な事業特性 ---------- 4-4
4.1.3 主な地域特性 ---------- 4-4
4.1.4 影響要因及び環境要素の抽出 ---------- 4-4
4.2 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法 ---------- 4-16
4.3 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果 ---------- 4-17
4.3.1 環境影響の検討結果 ---------- 4-17
4.3.2 開発配慮箇所（案）を考慮した基本構想の発展的見直しの方向性 ---------- 4-21

第 1 章　配慮書事業者の氏名及び住所

配慮書事業者の名称　：　糸満市土地開発公社

代　表　者　の　氏　名　：　理事長　金城　靖

主たる事務所の所在地　：　沖縄県糸満市潮崎町 1 丁目 1 番地

第 2 章　配慮書対象事業の目的及び内容

2.1 配慮書対象事業の名称

（仮称）糸満市物流団地等造成事業

2.2 配慮書対象事業の種類

沖縄県環境影響評価条例（平成 12 年 12 月 27 日、沖縄県条例第 77 号）第 2 条第 2 項第 3 号に規定する「土地の造成を伴う事業であって、その施行区域の面積が 20 ヘクタール以上のもの」

2.3 配慮書対象事業の目的

糸満市は平成 28 年 3 月、まちの将来像を「つながりの豊かなまち」とし、「第 4 次糸満市総合計画（後期基本計画)」（以下「総合計画」という。）を策定した。その中で「まち・ひと・しごとのつながるまち」を重点施策として設定し、定住促進、雇用の拡大と安定、産業振興等に関して取り組んでいくものとしている。

一方、国道 331 号豊見城道路・糸満道路が開通し、那覇空港及び那覇港等へのアクセス性が格段に向上したこと等により、企業からの事業用地取得に関する問い合わせが増加している。しかしながら、糸満工業団地の用地はすでに完売している等、その企業ニーズに対応できていない。

このため、新たな産業の受け皿となる用地確保の可能性や、当該用地への生産性・雇用吸収力の優れた企業誘致の可能性について調査、検討を進め、その具体像を明らかにすることを目的として、平成 30 年 5 月に糸満市により「糸満市土地利用（真栄里地区）基本構想」（以下「基本構想」という）が策定された。

以上を踏まえ、本事業は、第 4 次糸満市総合計画（後期基本計画）において標榜する定住促進、雇用の拡大と安定、産業振興に資するとともに、沖縄 21 世紀ビジョンの実現に向けた各種県施策との連携・支援を通じ、県経済の発展に資することを目的とする。

2.4 事業実施想定区域

事業実施想定区域のある真栄里地区は糸満市西海岸沿いのほぼ中央に位置する。

所在地：沖縄県糸満市字真栄里

事業実施想定区域（以下、「計画地」という）の位置及びその周囲の概況は図 2.4-1～図 2.4-3 に示すとおりである。

本事業については、上位の構想として「糸満市土地利用（真栄里地区）基本構想」が平成 30 年 5 月に糸満市により策定されており、当該構想の中で真栄里地区が計画地として定められた。その理由は表 2.4-1 に示すとおり、糸満市内において新たな産業の受け皿となる用地として、当該地区が検討対象となりうる唯一の地区であることが示されている。

表 2.4-1　真栄里地区を計画地とした理由

①一団の広がりがあるエリアであること。
②比較的造成の容易な平坦地であること。
③国道や県道等幹線道路へのアクセスが容易であること。
④那覇空港及び那覇港、高速道路 IC 等への到達時間が有利であること。
⑤市街地からの近接性が高いこと。
⑥既存工業団地への近接性が高いこと。
⑦転用が困難な土地利用規制区域を含んでいないこと。

出典：「糸満市土地利用（真栄里地区）基本構想」（平成 30 年 5 月、沖縄県糸満市）

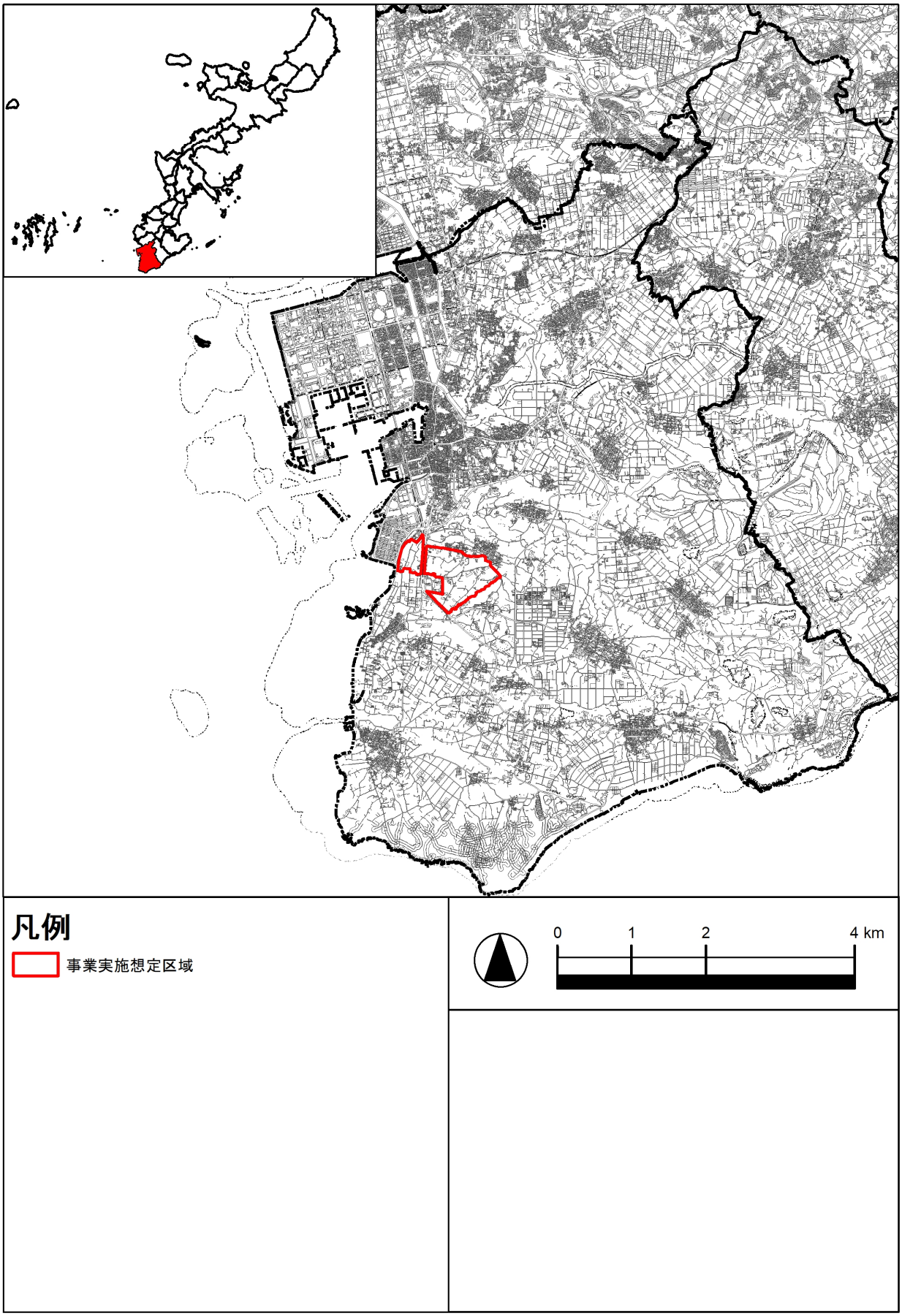

図 2.4-1　事業実施想定区域の位置

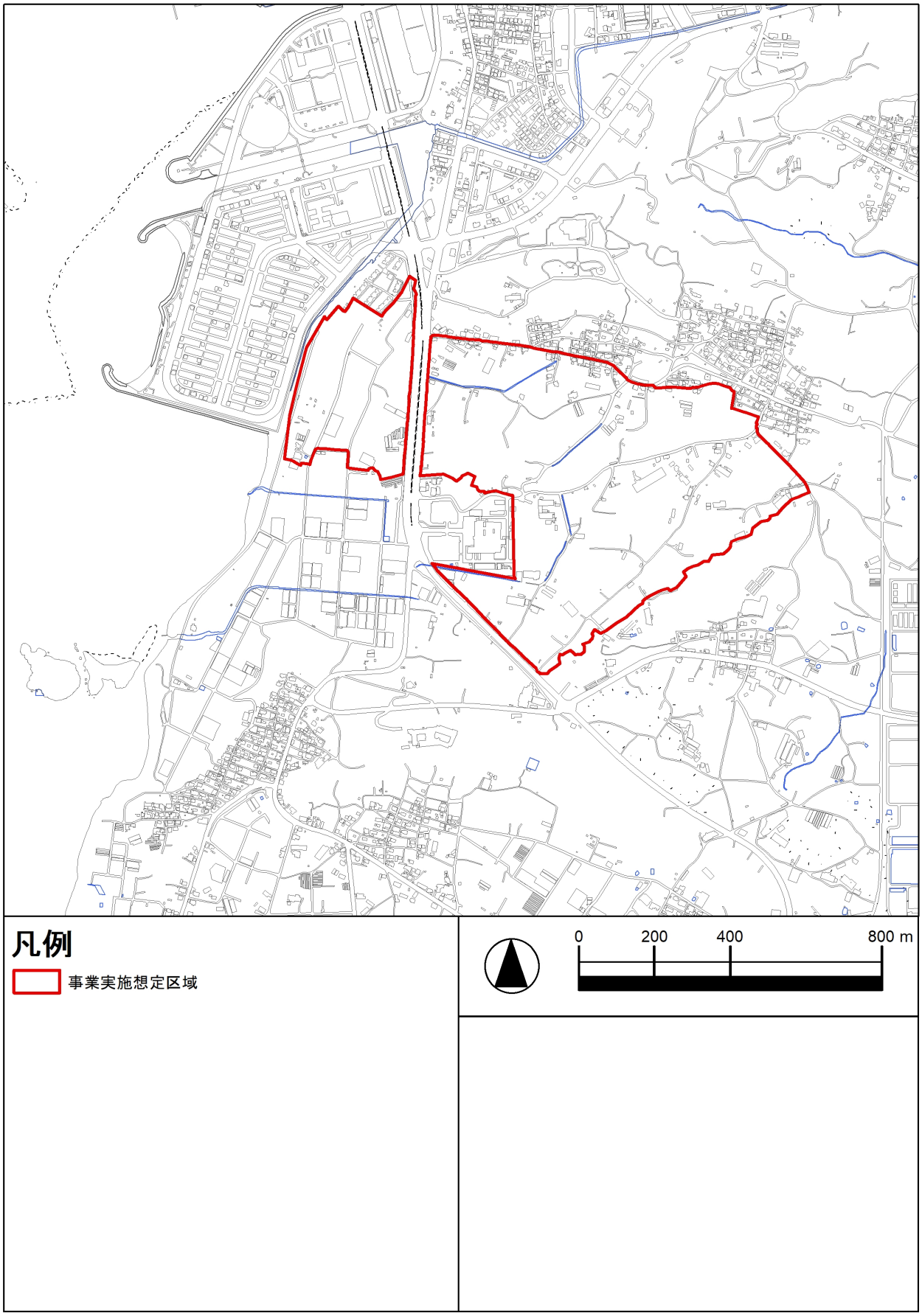

図 2.4-2　事業実施想定区域の位置及びその周囲の概況

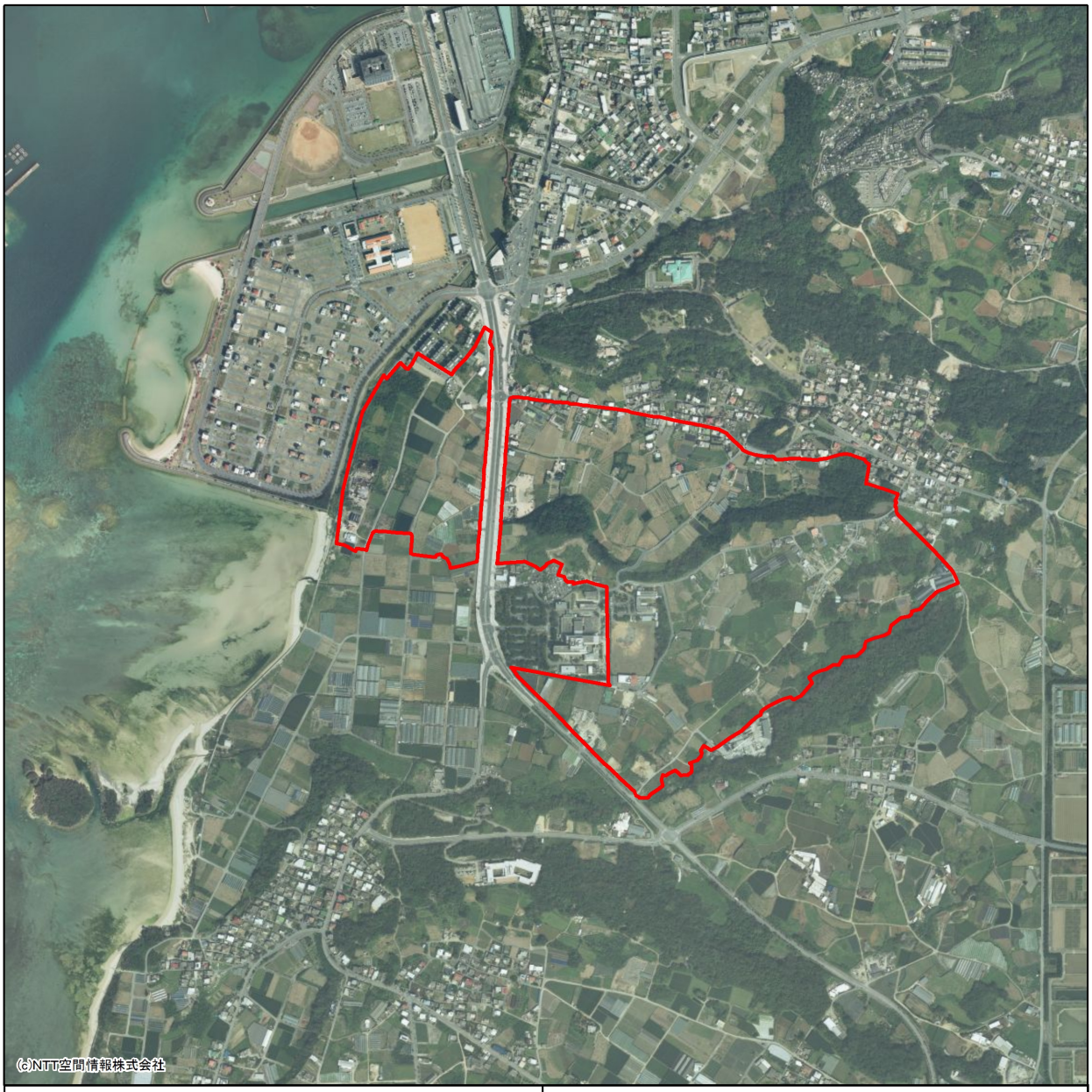

凡例

事業実施想定区域

0 200 400 800 m

図 2.4-3　　事業実施想定区域の位置及びその周囲の概況

2.5　配慮書対象事業の規模及び内容に関する事項

2.5.1　配慮書対象事業の規模

事業実施想定区域；面積　64.6ha（配慮書）

対象事業実施区域；面積は今後決定（方法書～準備書～評価書で 64.6ha から絞込み）

対象事業実施区域の面積は、土地の売買に係る地権者の意向や立地に係る企業の意向も踏まえながら、環境影響の回避・低減・代償による観点での検討を行い、事業実施想定区域 64.6ha 内において、必要最小限への絞り込みを沖縄県環境影響評価条例の手続の中で実施する。

なお、「糸満市土地利用（真栄里地区）基本構想」（平成 30 年 5 月、沖縄県糸満市）で示された面積を対象事業実施区域と仮定した場合には、その面積は 38.6ha となる。

表 2.5-1　対象事業実施区域の面積（参考；平成 30 年 5 月時点）

用途	開発面積	内分譲想定面積
物流団地	34.1ha	22.0ha
公共交通ターミナル	4.5ha	3.0ha
合計	38.6ha	25.0ha

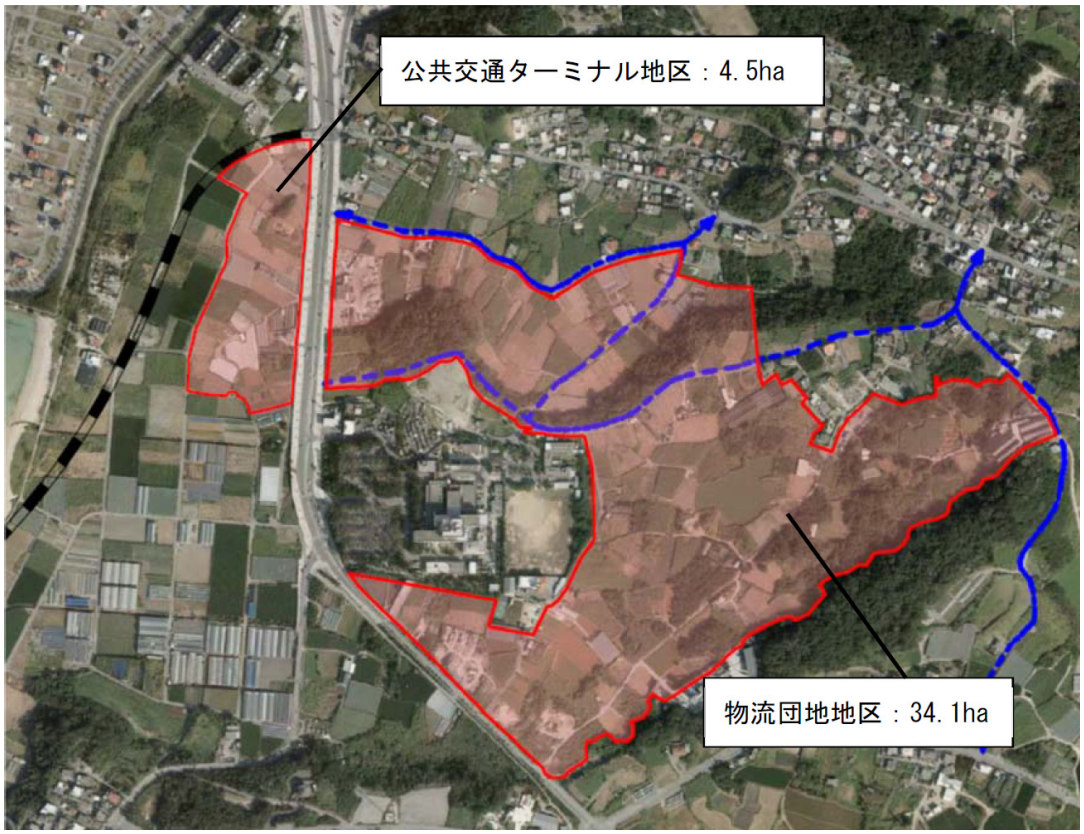

出典：「糸満市土地利用（真栄里地区）基本構想」（平成 30 年 5 月、沖縄県糸満市）

図 2.5-1　事業の用途（参考；平成 30 年 5 月時点）

2.5.2　配慮書対象事業の内容

(1) 開発の方向性

開発の基本的方向性と糸満市物流団地のコンセプトは、以下のとおりである。

1) 開発の基本的方向性

1．那覇空港及び那覇港の国際物流拠点整備と連携したサテライト型物流団地の整備
2．糸満市内の産業活性化等波及効果のある物流団地の形成
3．利便性の高い交通ターミナルの形成
（日常的に人が集い、賑わう空間の創出）

2) 物流団地のコンセプト

産業活動のサポートにとどまらず産業をリードする次世代型物流団地の形成

従来型の物流団地は保管と集配送機能に特化し、当該立地地域との関係性という視点においては、波及効果の低いものとして考えられてきた。最近の大都市圏物資流動調査結果では、物流施設の機能は保管や集配送のみならず、製品の組立、詰合せ、包装、値札付け、検品といった雇用創出効果の大きい「流通加工」の機能を併せ持つ施設の立地が進む等、その機能も多機能化・高機能化が進みつつある。

そのため、本事業においては、「次世代の物流団地」を想定し、地域の労働力や地域社会との関係性をより強く持ちながら、情報発信や商談営業の機能性を高め、また、交流・連携機能を併せ持つものとして、多機能化・高機能化を図ることとする。

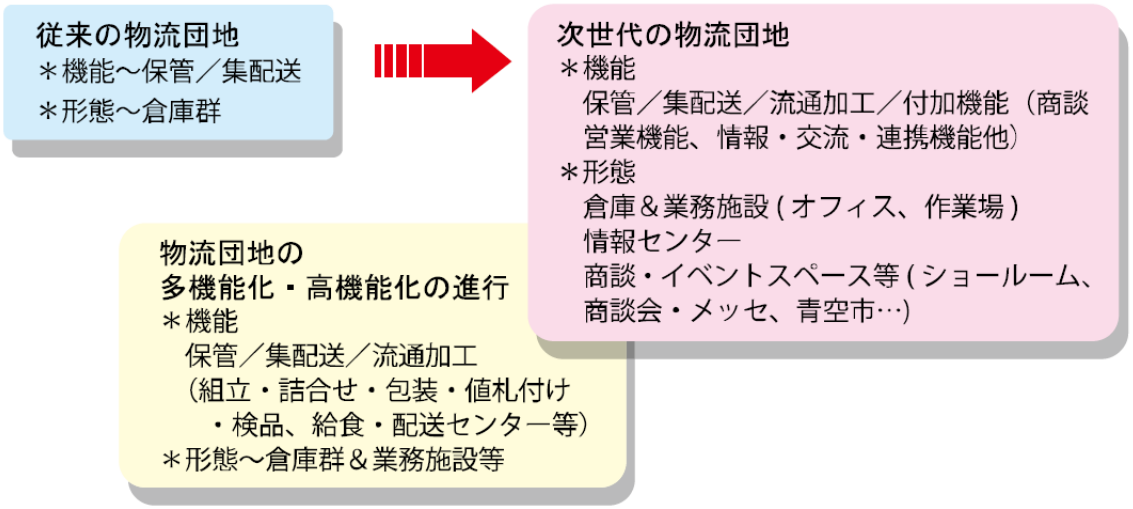

出典：「糸満市土地利用（真栄里地区）基本構想」（平成 30 年 5 月、沖縄県糸満市）を元に一部加筆修正

図 2.5-2　本事業で標榜する次世代の物流団地

(2) 整備計画（案）

整備計画（案）は、平成 30 年 5 月の基本構想公表段階において、図 2.5-3 のとおり整備計画図（案）として計画されている。

一般国道 331 号の東側の区域では物流団地を整備し、西側では公共交通ターミナルを整備する。

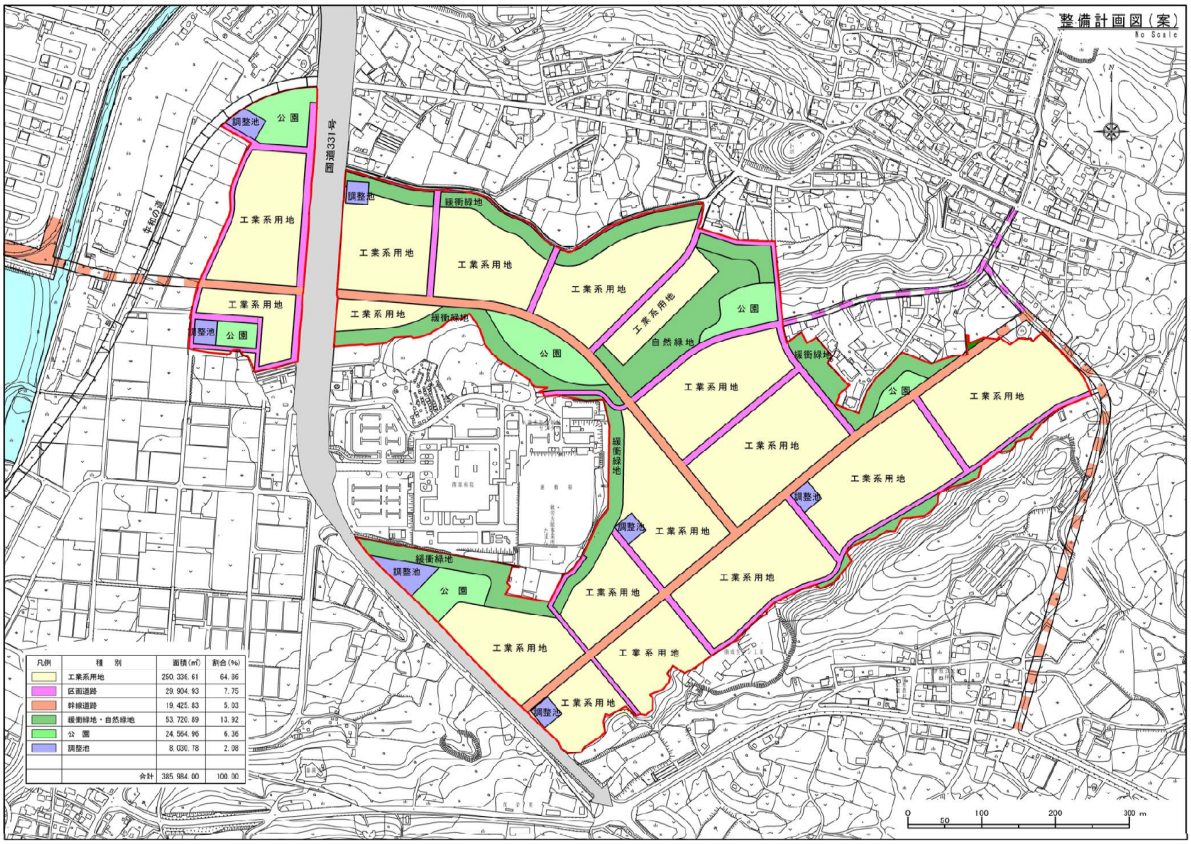

出典：「糸満市土地利用（真栄里地区）基本構想」（平成 30 年 5 月、沖縄県糸満市）

図 2.5-3　整備計画図（案）（参考；平成 30 年 5 月時点）

2.6 配慮書対象事業に係る工事計画の概要

工事期間としては概ね 3 年を予定し、事業認可後、速やかに着手する。

平成 30 年 5 月の基本構想公表段階においては、2021 年度に工事に着手し、2022 年度から順次分譲を開始する計画となっている。

現在想定される工事は、樹木の伐採等を行い、その後、切土・盛土バランスに留意しながら造成工事を行う。なお、工事前に重要な動植物種が確認された場合にはあらかじめこれらの個体の移動・移植を必要に応じて行う。

表 2.6-1　整備工程（案）

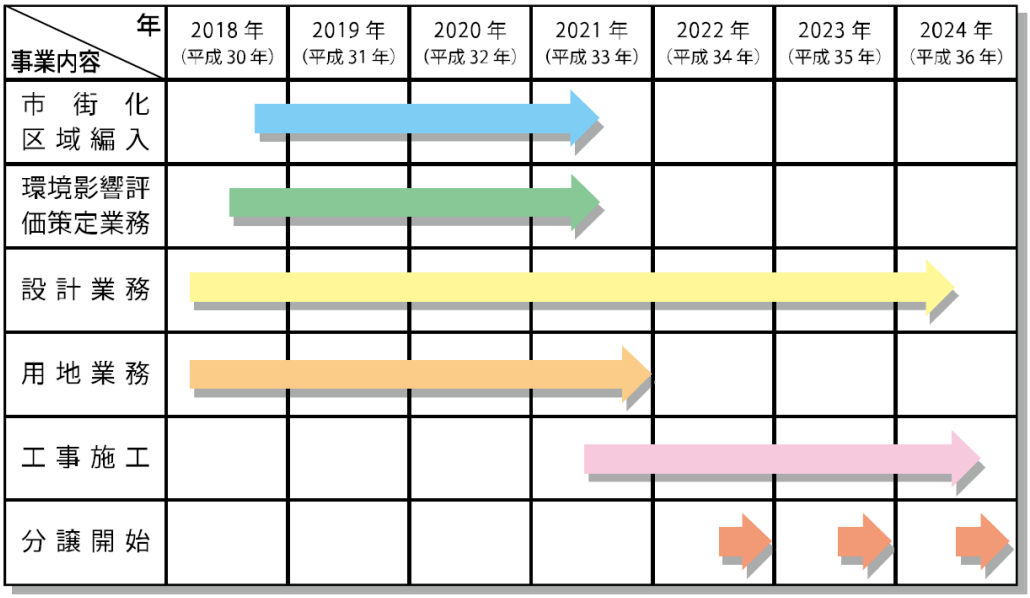

出典：「糸満市土地利用（真栄里地区）基本構想」（平成 30 年 5 月、沖縄県糸満市）

2.7 配慮書対象事業計画の背景、検討経緯及び必要性

2.7.1　配慮書対象事業計画の背景及び経緯

(1) 那覇空港及び那覇港等へのアクセス性の向上

糸満市の主要幹線道路として、中南部西海岸地域を結ぶ地域高規格道路「沖縄西海岸道路」の国道 331 号がある。このうち、豊見城市瀬長と糸満市真栄里を結ぶ全長 7.4km の 4 車線全面開通（図 2.7-1 に示すとおり、豊見城道路が平成 28 年 3 月、糸満道路が平成 29 年 3 月）に伴い、糸満市は那覇空港及び那覇港等へのアクセス性が格段に向上した。

なお、それまで国道として利用されてきた 331 号は一般県道 256 号線（豊見城糸満線）として、平成 29 年 4 月に国の管理から沖縄県の管理となった。

出典：「糸満市土地利用（真栄里地区）基本構想」（平成 30 年 5 月、沖縄県糸満市）を一部修正

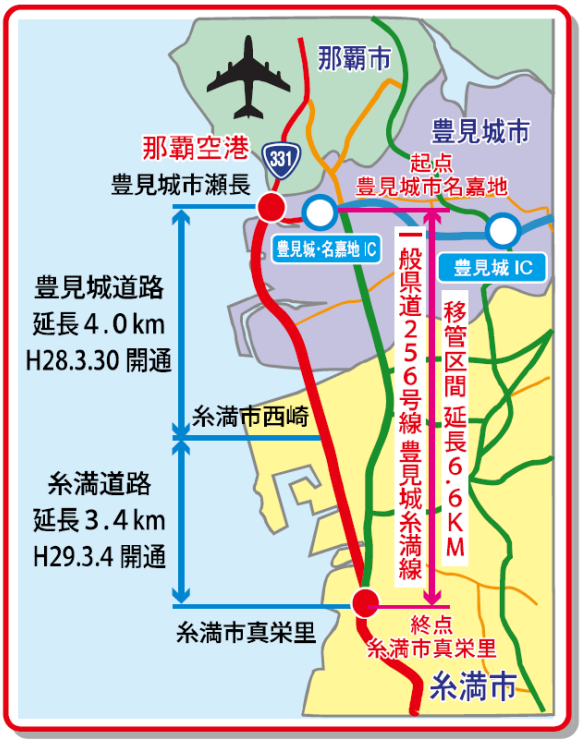

国道331号豊見城道路・糸満道路４車線完成供用に伴い、並行する旧道区間（豊見城市名嘉地～糸満市真栄里：延長約6.6ｋｍ）を沖縄総合事務局から沖縄県へ移管しますのでお知らせします。移管後は、県道豊見城糸満線（一般県道256号線）となり南部土木事務所が管理を行います。

○移管対象路線名と区間
　一般国道331号
　豊見城市名嘉地～糸満市真栄里（約 6.6ｋｍ）
○移管日時
　平成29年４月１日（土）午前 0：00
○移管前の道路管理者
　沖縄総合事務局（管理担当事務所：南部国道事務所）
○移管後の道路管理者
　沖縄県（管理担当事務所：南部土木事務所）
○移管後の路線名
　一般県道256号線 豊見城糸満線

出典：「糸満市土地利用（真栄里地区）基本構想」（平成 30 年 5 月、沖縄県糸満市）

図 2.7-1　糸満市から那覇空港及び那覇港等へのアクセス性

表 2.7-1　糸満市真栄里地区の利便性

・那覇空港から約 10.9km 車で約 20 分
・那覇港から約 12.9km 車で約 23 分
・豊見城・名嘉地インターチェンジから約 8.5km 車で約 14 分
・豊見城インターチェンジから約 12.4km 車で約 16 分
・豊崎（豊見城道路 南側 橋の手前）から約 4.1km 車で約 6 分
・糸満工業団地（西崎 4 丁目のホクガン 糸満加工場）から約 3.2km 車で約 5 分
・糸満市役所から約 0.9km 車で約 3 分

出典：「糸満市土地利用（真栄里地区）基本構想」（平成 30 年 5 月、沖縄県糸満市）

(2) 国際物流拠点産業集積計画における位置付け

平成 24 年 4 月に沖縄振興特別措置法の改正に伴い、それまでの自由貿易地域及び特別自由貿易地域が解消され、新たな特区として国際物流拠点産業集積地域制度が創設された。国際物流拠点産業集積計画の計画期間は、平成 26 年 6 月から平成 33 年度末までとなっている。

国際物流拠点産業集積地域として、那覇、浦添、豊見城、宜野湾、糸満地区と、うるま・沖縄地区（中城湾港新港地区）が指定されている。

糸満市は他の 4 市とともに、那覇空港及び那覇港との近接性、土地確保の容易性、労働力確保の容易性、輸送道路の整備の推進、沖縄の経済・産業の拠点として、今後さらに発展することが期待されている等の理由により指定されたものである。

国際物流拠点産業集積地域においては、国際貨物ハブを活用する高付加価値型の臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積を図るため、優遇税制（国税、関税、地方税）の措置がある。

国際物流拠点産業集積地域に指定されている糸満市は、新たな物流拠点産業集積地域を形成するに当たり、有利な環境であると考えられる。

沖縄県は、図 2.7-2 に示すように、県内 16 箇所を工場適地としており、農地転用手続の円滑及び沖縄県企業立地促進条例に基づく助成がメリットとして挙げられている。

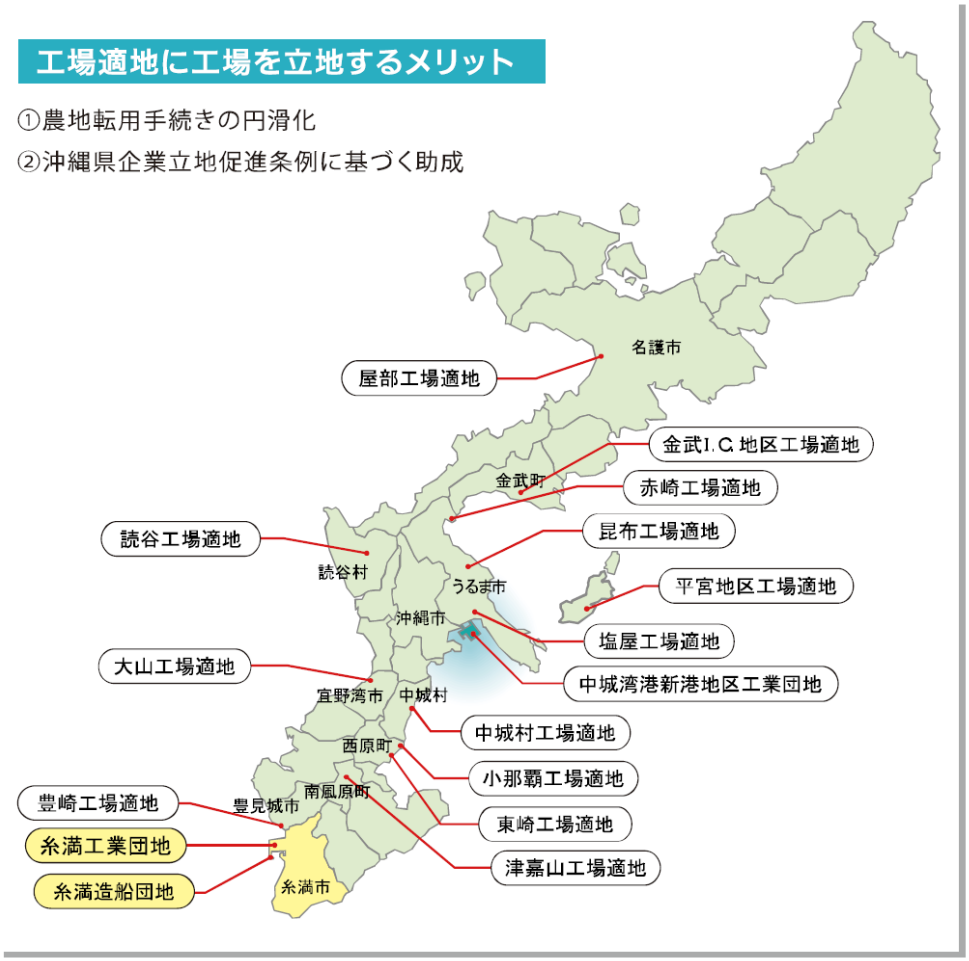

出典：「糸満市土地利用（真栄里地区）基本構想」（平成 30 年 5 月、沖縄県糸満市）

図 2.7-2　沖縄県内の工場適地分布図

(3) 糸満市への企業立地意向（物流団地）

企業からの事業用地取得に関する問い合わせが増加しており、企業の関心が糸満市に向けられている。糸満市は、物流団地としての企業立地意向を調査するため、計画地が真栄里地区であることを明示し、企業立地意向アンケート調査を実施した。

その結果、分譲想定面積約 22.0ha に対して、その面積を超える約 27.4ha の用地ニーズがあり、物流関連企業は糸満市を企業立地の候補地として検討している結果が確認されている。

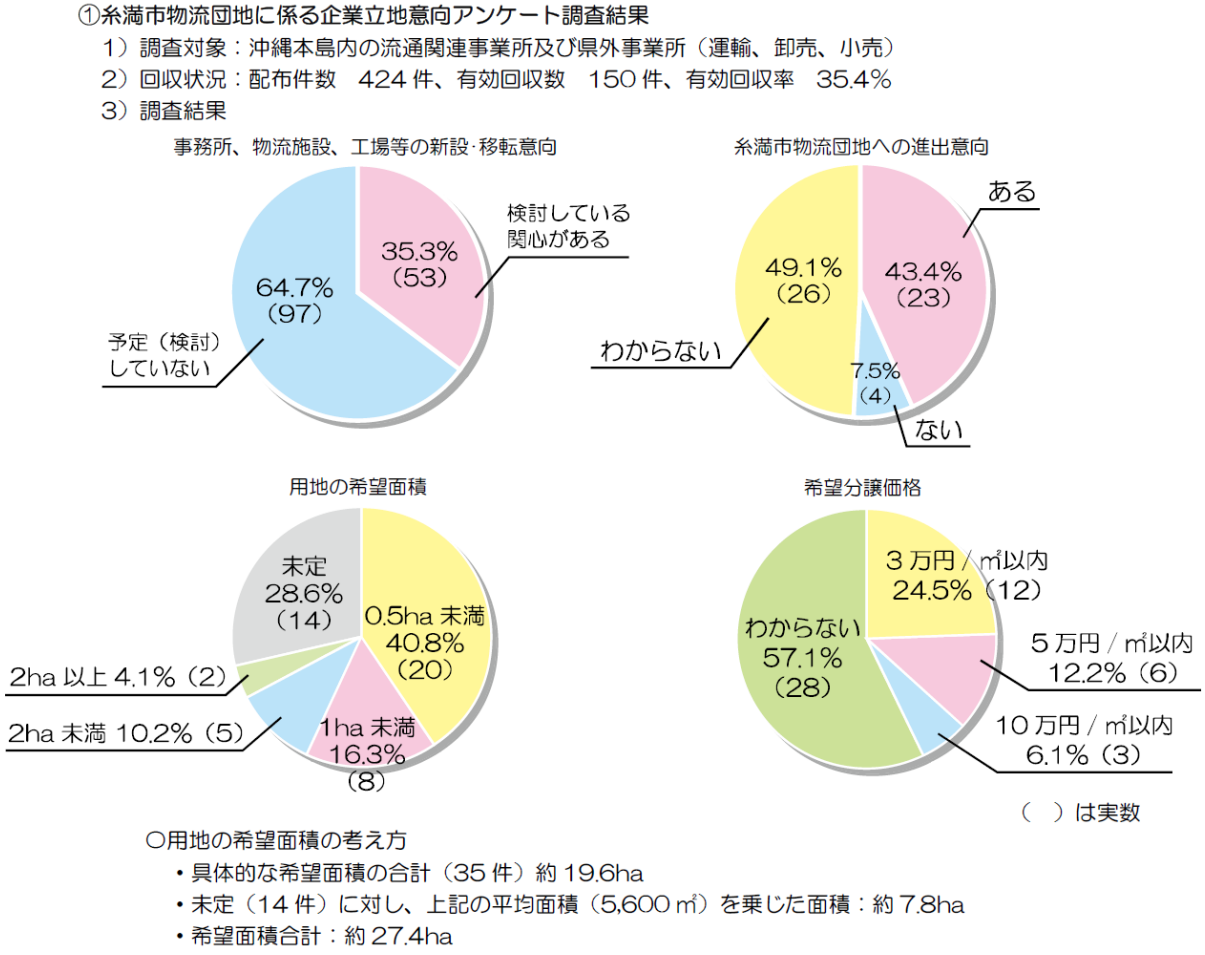

出典：「糸満市土地利用（真栄里地区）基本構想」（平成 30 年 5 月、沖縄県糸満市）

図 2.7-3　企業立地アンケート調査結果（物流団地）

(4) 糸満市への企業立地意向（公共交通ターミナル）

糸満市は、公共交通ターミナルとしての企業立地意向を調査するため、計画地が真栄里地区であることを明示し、企業立地意向アンケート調査を実施した。

その結果、分譲想定面積約 3.0ha に対して、その面積を超える約 3.9ha の企業の希望があった。

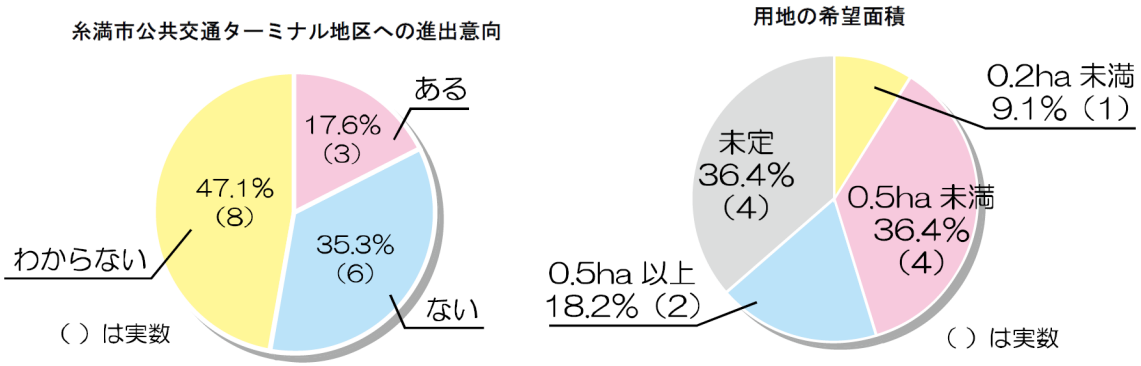

出典：「糸満市土地利用（真栄里地区）基本構想」（平成 30 年 5 月、沖縄県糸満市）

図 2.7-4　企業立地アンケート調査結果（公共交通ターミナル）

(5) 糸満工業団地等の完売

糸満市の工場適地は、糸満工業団地と糸満造船団地があるものの、用地は平成 22 年度に完売している状況にある。そのため、糸満市においては、企業誘致の受け皿として新たな工場適地確保の必要性について検討する必要がある。

(6) 基本構想の策定及びその後

以上の経緯を踏まえ、総合計画における定住促進、雇用の拡大と安定、産業振興に関する取り組みとして、また、沖縄 21 世紀ビジョンの実現に向けた各種県施策との連携・支援を通じ県経済の発展に資することを目的とした取り組みとして、新たな産業の受け皿となる用地確保の可能性や、当該用地への生産性・雇用吸収力の優れた企業誘致の可能性について調査、検討を進め、その具体像を明らかにすることを目的として、平成 30 年 5 月に、糸満市は「糸満市土地利用（真栄里地区）基本構想」を策定した。

平成 30 年 7 月、糸満市土地開発公社は糸満市より依頼を受け、糸満市真栄里地区において物流団地及び公共交通ターミナル等を整備する基本計画の作成に着手した。

2.7.2　配慮書対象事業計画の必要性

以上の背景及び経緯を踏まえ、糸満市土地開発公社は糸満市に対し、企業誘致の受け皿として新たな工場適地を確保する必要がある。

2.7.3 上位計画との関連性

(1) 沖縄県の施策との関連性

1)「沖縄 21 世紀ビジョン」(平成 22 年 3 月、沖縄県)

アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成について、以下のとおり示している。

> 那覇空港・那覇港を基軸とする国際物流拠点を形成します。これにより、新たな時代における万国津梁を実現するとともに、県内事業者等による海外展開や輸出拡大を促進するなど、著しい経済発展を続けるアジアの成長と活力を取り込む自立型経済の構築を目指します。施策の展開として国際物流拠点の形成を促進するため、国際物流ネットワークの構築、関連施設の整備、物流機能の強化、国内外から物流関連企業の誘致等に取り組みます。

2)「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画(改定)」(平成 29 年 5 月、沖縄県)

臨空・臨港型産業の振興と産業イノベーションの推進について、以下のとおり示している。

> アジアと日本の架け橋となる那覇空港及び那覇港を基軸とした国際物流拠点を形成し、関連産業の集積を促進するとともに、航空機整備施設の整備を契機に航空関連産業クラスターの形成に取り組みます。あわせて、多様で付加価値の高い都市近郊型農業等や水産業の振興を図ります。那覇空港及び那覇港を基軸とした国際物流拠点の形成を図り、臨空・臨港型産業を新たなリーディング産業として育成します。このため、国際物流拠点産業集積地域等の活用により、空港及び港湾の機能強化、航路及び航空路のネットワークの拡充、物流関連施設の整備及び積極的な企業誘致等に取組みます。・産業高度化・事業革新促進地域制度(産業イノベーション制度)を活用し、製品の開発力や技術の向上及び地域資源の活用による新事業の創出等を図る企業を支援するとともに、那覇空港・那覇港の物流機能などを生かし、産業高度化又は事業革新に取り組む企業の立地を促進し、地域産業の更なる振興を図ります。

3)「沖縄 21 世紀ビジョン実施計画(後期)」(平成 29 年 10 月、沖縄県)

アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成について、以下のとおり示している。

> 那覇空港の航空物流機能の更なる拡充及び那覇港・中城湾港の海上物流機能の強化等により、本県の国際物流機能を高めるとともに、これらの物流機能を活用した新たなビジネスを展開する臨空・臨港型産業の集積を図り、那覇空港・那覇港を基軸とする国際物流拠点を形成する。臨空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成として協働が期待される主体として市町村では沖縄県と連携した企業誘致及び企業支援が期待されている。

4)「沖縄県アジア経済戦略構想推進計画」（平成 28 年 3 月、沖縄県）

アジアをつなぐ、国際競争力ある物流拠点の形成について、以下のとおり示している。

臨空・臨港型産業の集積促進として

- 新たな土地造成等による那覇空港・那覇港周辺への臨空・臨港型産業集積の促進。
- 那覇港総合物流センターの整備、那覇港と中城湾港の連携、中城湾港の航路拡充及び産業港としての整備等による港湾物流機能の強化及び新たな物流関連ビジネスの創出。
- 全国の特産品を迅速にアジアに届ける流通プラットフォームの構築及び関連産業の集積

5)「国際物流拠点産業集積計画」（平成 26 年 6 月、沖縄県）

沖縄における産業及び貿易の振興に資するため、糸満市は沖縄県より今後の発展が期待されていることを示している。

沖縄が、東アジアの中心に位置する地理的優位性を最大限に活かして魅力的な国際物流拠点を形成するためには、アジアの玄関口としての那覇港及び那覇空港の物流機能をさらに強化するとともに、周辺地域において臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積を図ることが不可欠である。那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市及び糸満市の５つの市は、那覇港及び那覇空港と隣接・近接するとともに、幹線道路等の充実した陸上交通網により一体的に連結されていることから、臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積を図る区域として十分に有機的な結合が実現している。また、これら５つの市は、これまで沖縄の経済・産業の中心拠点としての役割を担ってきており、今後、さらに経済・産業・貿易の中心拠点として発展することが期待されている。

(2) 那覇広域都市計画との関連性

那覇広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成 29 年 6 月）」は世界に開く広域交流都市圏について、以下のとおり示している。

空港や港湾など広域交通施設が集積している本区域は、東アジアの中央に位置する地理的優位性を存分に発揮し、アジアをはじめ世界各国の人々が交流する都市に成長しており、我が国がアジアと世界の架け橋となることを目指す「アジア・ゲートウェイ構想」における主要拠点となり、世界水準の観光地の玄関口としての役割も果たしています。さらに臨空・臨港型産業の集積により、那覇空港及び那覇港を基軸とする国際物流拠点が形成され、本県の自立型経済構築に向けて重要な役割も果たしています。

(3) 糸満市の施策との関連性

1)「第 4 次糸満市総合計画」(後期基本計画)(平成 28 年 3 月、糸満市)

「海幸・陸幸 の史都」推進プランについて、以下のとおり示している。

近年では、工業や商業の振興にも力を入れてきたことから多彩な産業が集積する構造となっています。

このような産業構造を活かしながら、持続的な産業を発展させていくために、今後は相互の連携により相乗効果を生み出していく視点を持って取り組んでいくことが重要です。

各産業分野のそれぞれの強みや特性を発揮するために、今後とも個々の産業振興をはかっていくとともに農水産業商工観光といった異業種が連携して高付加価値商品の開発や新たなサービスの提供等の取り組みを行い、関係者の所得向上や雇用創出、企業支援等につなげていくことが求められている。加えて、本市の産業振興の発展を担う人材の確保・育成の取り組みの強化や、事業推進に必要な環境を整備していく必要があります。

さらに、糸満市の地場産業や取り組み等の情報を発信していくことで「糸満ブランド」として県内に定着化させていくことが望まれています。

2)「糸満市都市マスタープラン」(平成 30 年 9 月、糸満市)

市街化区域に隣接する国道 331 号沿道の真栄里地域においては、その交通アクセス性を活用した土地利用の検討を行うとしている。

西崎地区の工業団地における企業立地がほぼ完了し、今後の企業誘致を進めていくためには、新たな用地の確保を検討していかなければなりません。特に、市街化区域縁辺部の真栄里地域では、国道 331 号全線開通に伴い、新たな土地利用に関する需要が非常に高まっています。

集落環境としては背後丘陵の保全、 真栄里グスク、真栄里の馬場などを活かした住環境整備を促進します。また、医療・福祉施設周辺環境を保全します。

2.7.4 環境分野の計画との関連性

「第 2 次沖縄県環境基本計画」（平成 25 年 4 月、沖縄県)、「第 4 次糸満市総合計画（後期基本計画)」（平成 28 年 3 月、糸満市）の環境関連の施策を踏まえつつ、環境配慮の方向性について実現方策を検討するとともに、糸満市の「第 4 次糸満市総合計画（後期基本計画)」で掲げる「市民が環境のつながりを理解し、自然を保全し、取り組む」、沖縄県の「第 2 次沖縄県環境基本計画【改定計画】」で掲げる「人と自然が共生する潤いのある地域づくり」の基本目標等との整合性は図る形で、今後、事業計画の熟度を高めることとする。

【「第 4 次糸満市総合計画（後期基本計画)」（平成 28 年 3 月、糸満市)】（関連箇所を抜粋）

第 4 章　「生命（いのち）のつながるまち（環境)」

施策目標：「市民が環境のつながりを理解し、自然を保全し、取り組む」

(3) 施策とその取り組み

①連鎖の思想の普及

- 生物多様性やエコトーン（生態系移行帯）の重要性の認識を広め、保全をはかるため、県との連携を踏まえた取り組みの推進に努めるとともに、市独自の各種公共工事における環境配慮指針の策定を検討します。

②森の保全と再生

- 関係機関との連携のもと、市内に残る森林の保全と多様性の維持に努めるとともに、人の癒しと環境学習の場としての活用を促していきます。

【「第 2 次沖縄県環境基本計画【改定計画】」（平成 30 年 10 月、沖縄県)】（関連箇所を抜粋）

第 4 章　各主体の役割及び環境への配慮指針

3. 事業別配慮指針

3-2　各種事業の実施における環境配慮指針

⑦土地区画整理事業

- 身近に自然と触れ合える場として、良好な樹林地を可能な限り保全するとともに、造成緑地や親水施設の整備に努める。
- 自然の地表面や緑地の保全に努めるとともに、透水性舗装等雨水の地下浸透を促す施設の設置に努め、地域の水循環を確保する。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

⑨工場団地の造成及び工場又は事業場の建設の事業

- 施設の周囲の緑化に努める。
- 大規模な壁面や多数の設備類等のデザイン上の工夫など、景観への配慮に努める。
- 施設の開放、人的協力等により地域の環境保全活動への協力に努める。

・ 事業活動におけるエネルギーの効率的利用に努める。
・ その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

⑯その他の事業

上記に掲げるものの他、環境に影響を及ぼすおそれのある事業については、以下に示す事項に従い環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

・ 周辺の土地利用との整合を図りつつ、極力環境への影響を小さくするよう事業規模、形状、構造等について配慮する。
・ 緑地の保全や樹木の増加に努めるとともに、生物の生息・生育環境の保全など地域の生態系に配慮する。

4. 圏域別配慮指針

4-3　沖縄島南部圏域

・ 御嶽林や断層崖等に残る貴重な自然環境を保全し、緑の少ない都市部における身近な緑との触れ合いの場の形成を図るとともに、街並や集落景観の維持、向上に努める。
・ 河川改修、堤防や護岸の設置、埋立等の開発事業や農地開発等においては赤土等の流出や生態系の撹乱、景観等への影響を低減できるよう、事業実施の場所、規模、構造、施工方法等について細心の注意を払う。

第 3 章　事業実施想定区域及びその周囲の概況

事業実施想定区域及びその周囲の状況について、既存資料を基に調査を行った。

事業実施想定区域及び配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域は図 3.1 に示すとおりである。

なお、本事業は物流団地と公共交通ターミナルの造成事業（排水や排煙が発生する工場の設置はない）であることから、環境影響を受ける範囲であると想定される主な地域は、土地の改変と樹林地の伐採による陸域生物と陸域生態系への影響と工事中における降雨時の赤土等の流出の影響を考慮し、図 3.1 に示す字真栄里の一部とその周辺の字伊敷の一部、字小波蔵の一部、字名城の一部、潮崎町の一部、字糸満南区の一部、字糸満新川区の一部、字照屋の一部、字国吉の一部、字真壁の一部、字糸洲の一部とした。

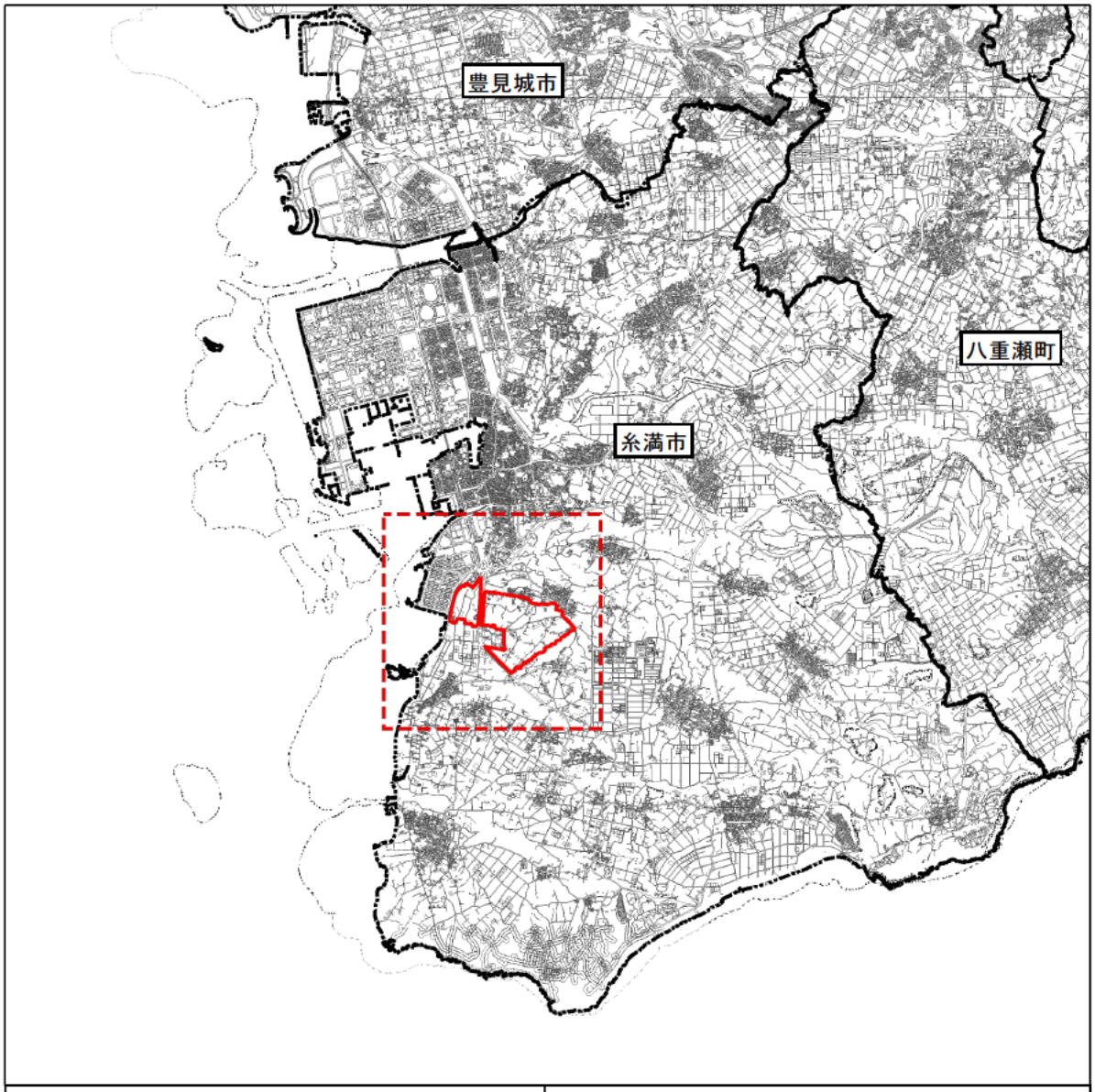

凡例

事業実施想定区域

配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域

0 1 2 4 km

注 1. 配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域の行政区界の詳細は、図 3.2 を参照のこと

図 3.1　事業実施想定区域及び配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域

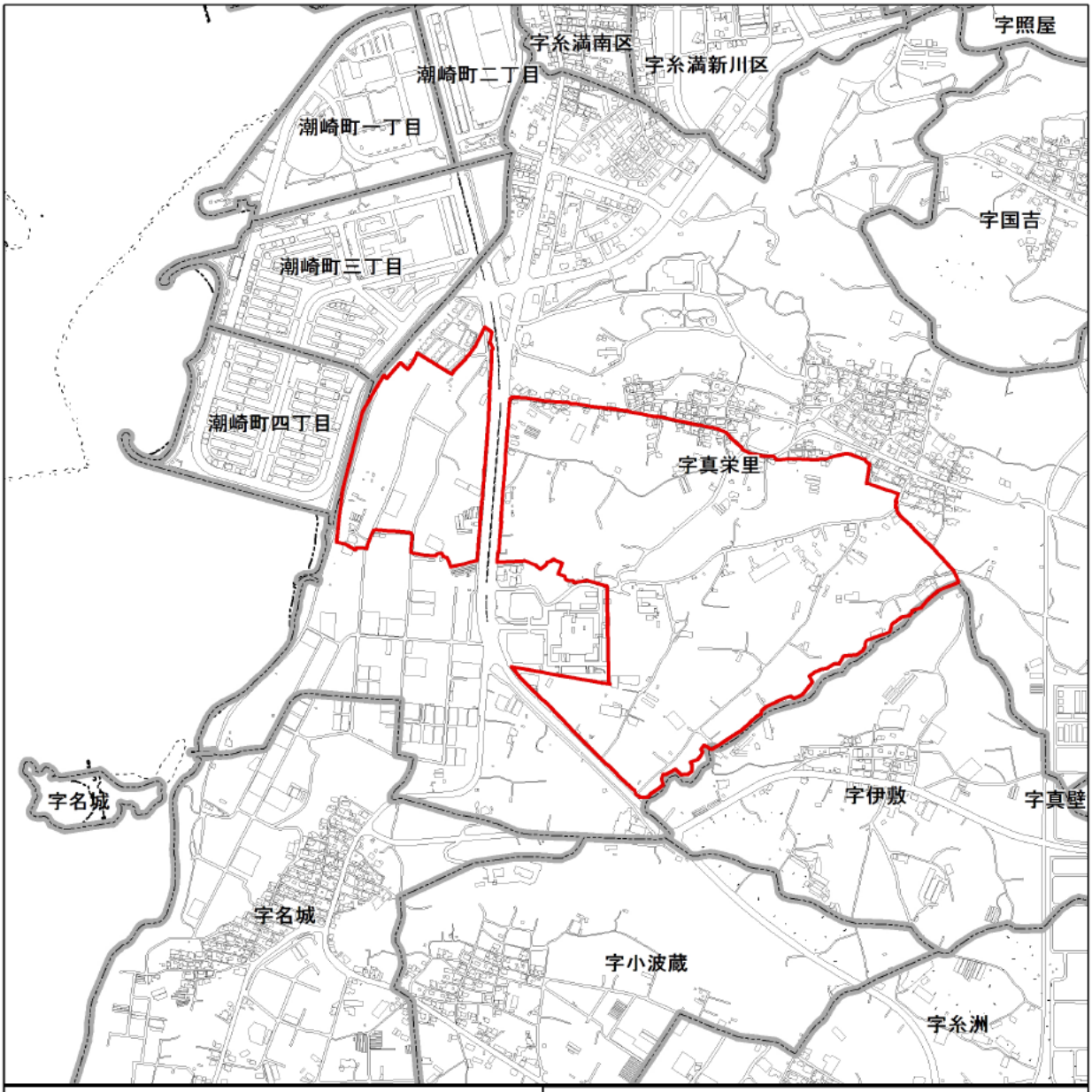

出典：「地図で見る統計（統計 GIS） 47210 糸満市」（2018 年 5 月、総務省統計局）より作成（ここでの字界は、「平成 27 年国勢調査」（総務省統計局）の「町丁・字等別境界データ」を基に作成している。）

図 3.2　糸満市字真栄里の行政区画

3.1 社会的状況

事業実施想定区域及びその周囲の社会的状況は、表 3.1 に示すとおりである。

表 3.1(1)　事業実施想定区域及びその周囲の社会的状況

項目		事業実施想定区域及びその周囲の状況
行政区画		糸満市には 42 の行政区画があり、事業実施想定区域のある字真栄里は糸満市の西海岸のほぼ中央部に位置し、北は字糸満、字照屋及び字国吉と接し、東は字真壁、南は字伊敷、字小波蔵及び字名城、西は潮崎町と接している。
人口	人口・世帯数	糸満市における平成 30 年の人口は 60,093 人、世帯数は 22,501 世帯、人口密度は 1,289 人/km^2 であり、平成 26 年から平成 30 年の 5 年間の人口の推移をみると、増加傾向にある。
	人口動態	平成 25～29 年にかけての自然動態は、毎年 242～336 人の範囲で出生が死亡を上回っており、人口総数の増加に寄与している。社会動態についても、平成 28、29 年はそれぞれ 238 人、219 人と転入が転出を上回っており、近年は社会動態も増加傾向にある。
	人口分布	平成 30 年 9 月末時点における糸満市の行政区別人口分布の状況は、最も少ない行政区で東辺名の 37 人、最も多い行政区で西崎町の 10,397 人、次いで潮平の 5,726 人、兼城の 5,490 人である。事業実施想定区域のある真栄里は 2,923 人となっている。
	流域人口	事業実施想定区域では河川が発達していないため、流域人口という概念が当てはまらない。
産業	産業構造	糸満市における平成 27 年の 15 歳以上産業別就業者数から見た産業構造は、第一次産業が 1,822 人（6.9%）、第二次産業が 4,448 人（16.9%）、第三次産業が 19,385 人（73.7%）、分類不能の産業が 665 人（2.5%）であり、第三次産業の就業者数の割合が高かった。 また、産業大分類別就業者数の割合をみると、第三次産業の「医療、福祉」が 15.4%で最も高く、次いで第三次産業の「卸売業、小売業」が 14.2%、第二次産業の「建設業」が 9.7%であった。
	生産構造（生産品目及び生産額）	糸満市における平成 27 年度の経済活動別総生産額から見た生産構造は、第一次産業が 3,833 百万円（3.0%）、第二次産業が 37,524 百万円（29.0%）、第三次産業が 88,589 百万円（68.4%）であった。 産業別にみると、第二次産業の製造業が 20,030 百万円（15.5%）と最も高く、次いで第三次産業の保健衛生・社会事業が 18,188 百万円（14.0%）、第二次産業の建設業が 17,047 百万円（13.2%）であった。 平成 28 年の製造業の産業中分類別生産額は、食料品製造業が 985,742 百万円と最も高く、次いで印刷・同関連業の 327,940 百万円、パルプ・紙・紙加工品製造業の 285,126 百万円であった。
	農業	平成 27 年の農業就業人口及び農家数は、それぞれ 1,159 人、1,129 戸であり、平成 7 年の 2,468 人、1,561 戸から徐々に減少している。 経営耕地面積についても、平成 27 年は 629ha と平成 7 年の 867ha から減少しており、田はなく、畑が最も多い。
	林業	糸満市における平成 22 年及び平成 27 年の現況森林面積は、ともに 461ha で変化はない。また、国有林はなく、全体を民有林が占めている。
	漁業	糸満市における平成 25 年の漁業就業人口と経営体数は、それぞれ 137 人、113 経営体であり、平成 5 年の 259 人、191 経営体と比べて減少している。また、平成 28 年の漁獲量は 1,281ｔであり、年により変動があるものの、近年は増加している。

表 3.1(2)　事業実施想定区域及びその周囲の社会的状況

項目		事業実施想定区域及びその周囲の状況
産業	商業	糸満市における商業（卸売業・小売業）の事業所数は、平成 16 年の 714 店から平成 28 年は 476 店にまで減少しているものの、従業員数は、平成 16 年の 3,280 人から平成 28 年の 3,147 人と概ね横ばいである。 年間販売額は、平成 16 年の 53,084 百万円から平成 28 年は 98,752 百万円にまで増加している。
	工業（製造業）	糸満市における工業（製造業）の事業所数は近年横ばい傾向にあり、平成 26～28 年は 111 店であった。従業者数は、平成 26 年が 3,129 人、平成 27 年が 2,745 人、平成 28 年が 3,221 人と、年により変動が見られた。製造品出荷額については、平成 28 年は 4,588,251 百万円であり、平成 24 年の 3,642,679 百万円から近年増加傾向にある。
土地利用	土地利用の状況	糸満市における地目別評価面積※の平成 28 年の値を見ると、畑（18,272,357m^2）、次いで宅地（6,147,922m^2）、原野（5,443,976m^2）の順に多く、田及び山林は存在しないこととなっている。 事業実施想定区域はサトウキビ畑や普通畑が多く、一部樹林地も見られる。 ※「固定資産（土地）の価格等に関する概要調書」によって報告された数値
	土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況	（都市計画） 事業実施想定区域は、全域が市街化調整区域に指定されている。
	市街地及び集落の規模及び分布状況	市街地は事業実施想定区域の西側に潮崎町、北側に字糸満南区及び新川区、集落は北側に字真栄里、南東側に字伊敷、南西側に字名城、字小波蔵がある。集落の規模としては、字真栄里の人口が最も多い。
	基地の分布状況	糸満市において、米軍基地は存在しない。 糸満市には 4 つの自衛隊基地があるが、事業実施想定区域及びその周囲には存在しない。
	文化財、埋蔵文化財包蔵地及び御嶽・拝所の分布状況	（文化財） 事業実施想定区域及びその周囲では、市指定無形民俗文化財として「字真栄里の大綱引き」が指定されている。 （埋蔵文化財包蔵地） 事業実施想定区域には、国道 331 号沿いに「真栄里兼久原遺跡」及び「川田原貝塚」があり、南東側に「伊敷グスク」が隣接している。 （御嶽・拝所、墓地） 事業実施想定区域及びその周囲では、御嶽 12 か所、拝所 34 か所、墓地 14 か所が確認されている。 御嶽、拝所及び墓地は、字真栄里の集落付近に数多く存在しており、事業実施想定区域内にはワングチ及びククシクユーの 2 か所がある。
	土砂及び砂利採取の状況	公表資料では、事業実施想定区域及びその周囲における土砂及び砂利採取の状況を確認することはできなかった。
環境保全についての配慮が特に必要な施設の状況	学校、病院、福祉施設及び文化施設の配置状況等	事業実施想定区域及びその周囲には、学校教育施設 2 か所、社会福祉施設 14 か所、医療施設 7 か所、社会教育施設 1 か所が存在し、いずれも環境の保全についての配慮が特に必要な施設である。 なお、事業実施想定区域内には「糸満市社会福祉センター」、「就労支援センター　たまん」などの社会福祉施設が 5 施設ある。

表 3.1(3)　事業実施想定区域及びその周囲の社会的状況

項目		事業実施想定区域及びその周囲の状況
水利用	上水、工業用水、農業用水及び地下水の利用状況	（上水） 糸満市における平成 29 年度の上水道普及率は 100.0%である。 （工業用水） 工業用水は公共水道を利用しており、平成 29 年の 1 日当たりの使用量は 1,311m^3である。 （農業用水） 事業実施想定区域は地下ダムを主要水源とする畑地かんがいの受益地区ではないため、農業用水として付近の水路、湧水及び井戸等の利用が考えられる。 （地下水利用） 事業実施想定区域では、井戸（農業用・雑用水）が 11 か所と最も多く、湧水（崖泉・平地線）も 1 か所確認されている。
	港湾区域、漁港区域及び漁業権の設定状況	事業実施想定区域及びその周囲では、「海岸法」（昭和 31 年法律第 101 号）により定められた海岸保全区域として「名城海岸」、「豊見城海岸」、「糸満海岸」、「真栄里海岸」、「与根漁港」及び「喜屋武漁港」が指定されている。 漁業権については、共同漁業権として豊見城市、糸満市及び八重瀬町の沿岸海域に共同第 16 号、特定区画漁業権として特区第 191～206 号が設定されている。
交通	道路	平成 27 年度における一般国道 331 号の交通量は、国道 331 号豊見城道路・糸満道路 4 車線完成供用に伴い、平成 22 年度に比べ増加している。
	バス	事業実施想定区域及びその周囲におけるバス路線は 5 本あり、2018 年 10 月に廃止された「86 番国吉線」に替わり、「いとちゃん mini 国吉線」が定期運行している。
	鉄道	事業実施想定区域及びその周囲において、鉄道は存在しない。
	空港、港湾及び航路の位置及び利用状況	事業実施想定区域から北北西へ約 11km に那覇空港、北へ約 11km に那覇港がある。 那覇空港、那覇港ともに、近年貨物の取扱量が増加しており、那覇空港における平成 29 年度の貨物取扱量は 401,213 トン、那覇港における平成 29 年の海上出入貨物数は 12,159,748 トンである。
環境整備	下水道、廃棄物処理施設等の整備及び利用状況	（下水道） 糸満市における平成 29 年の公共下水道整備状況は、人口普及率が 64.8%、水洗化率が 86.8%である。 （し尿処理及び浄化槽汚泥の状況） 糸満市における生し尿、浄化槽汚泥等の収集量及び処理量は、ともに 6,641kL である。 （廃棄物処理施設等） 糸満市における平成 28 年度のごみ総排出量は 17,839ｔ/年、資源化量は 3,378ｔ/年、リサイクル率は 18.94%である。
関係法令等の指定、規制等	環境基本法に基づく環境基準	（大気汚染に係る環境基準） 大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づく「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 4 号）、「ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）及び「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）により定められている。 なお、環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表 3.1(4)　事業実施想定区域及びその周囲の社会的状況

項目		事業実施想定区域及びその周囲の状況
関係法令等の指定、規制等	環境基本法等に基づく環境基準	（騒音に係る環境基準） 騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）により定められている。 事業実施想定区域では、騒音については一部の地域が「B 類型」、航空機騒音については一部の地域が「Ⅰ類型」に指定されている。 （土壌汚染に係る環境基準） 土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）により定められている。 （ダイオキシン類に係る環境基準） ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）により定められている。 （水質汚濁に係る環境基準） 水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）により、地下水については「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）により定められている。 事業実施想定区域及びその周囲における水域類型の指定状況は、河川では報得川が E 類型に、海域では糸満海域が A 類型に指定されている。
規制基準等		糸満市は「糸満市生活環境保全条例」（昭和 52 年糸満市条例第 17 号）を定めており、市は本条例に定める生活環境の保全等に関する施策を実施するほか、国又は県が実施する生活環境保全等に関する施策に協力するとしている。
	大気汚染に係る規制	「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）及び「沖縄県生活環境保全条例」（平成 20 年沖縄県条例第 43 号）では、ばい煙、粉じん、揮発性有機化合物を排出、又は発生する施設等の種類と規模を定めて、それらの施設等に関する各種の届出を義務づけており、ばい煙、揮発性有機化合物の排出基準、一般粉じん等施設の構造並びに使用及び管理に関する基準、特定粉じんの飛散防止のための作業基準等を定めている。
	騒音に係る規制	「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めている。 事業実施想定区域では、一部が「第 2 種区域」として区域指定されており、騒音規制法の地域類型指定は、一部が「b 区域」に指定されている。
	振動に係る規制	「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めている。 事業実施想定区域の一部は、「第 1 種区域」に指定されている。
	悪臭に係る規制	「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）は、工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について、防止する地域を指定し、特定悪臭物質または臭気指数の規制基準を定めている。 糸満市は「臭気指数規制」を導入しており、事業実施想定区域の規制区分は、全域が「C 区域」に指定されている。

表 3.1(5)　事業実施想定区域及びその周囲の社会的状況

項目		事業実施想定区域及びその周囲の状況
規制基準等	水質汚濁に係る規制	「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）は、特定施設を有する事業場（特定事業場）から排出される水について、排水基準以下の濃度で排水することを義務づけている。 排出水に対する規制基準としては、「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）で定める一律排水基準、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和 50 年沖縄県条例第 37 号）で定める上乗せ排水基準等がある。 これらの排水基準は、事業実施想定区域及びその周囲では適用されない。
	土壌汚染に係る規制	「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）は、土壌中の有害物質の溶出量または含有量が基準に適合しない土地を要措置区域または形質変更時要届出区域等として指定している。 事業実施想定区域及びその周囲において、要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。
	赤土等の流出に係る規制	「沖縄県赤土等流出防止条例」（平成 6 年沖縄県条例第 36 号）では、1,000m^2以上の土地の区画形質を変更する行為をする者は、当該事業現場からの赤土等の流出を防止するため、必要な措置を講ずるように努めなければならないとされている。また、さらなる赤土等流出防止対策を講じるため「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」（平成 25 年 9 月、沖縄県）が策定されている。 事業実施想定区域及びその周囲は、監視海域区分として「名城地先海域」、監視陸域区分（主な流域）として「糸満市 2 流域-1、他 2 流域」が指定されている。監視地域の環境保全目標は、目標類型が「海草藻場 A（SPSS：1～50kg/m^3未満）」、流出削減目標量は、流出削減量が「2,111ｔ」、流出削減割合が「50%」である。
自然環境の保全に関する指針等環境保全に関する施策	自然環境保全地域	事業実施想定区域及びその周囲において、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、並びに「沖縄県自然環境保全条例」（昭和 48 年沖縄県条例第 54 号）に基づく沖縄県自然環境保全地域の指定はない。
	自然公園	糸満市南部には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく沖縄戦跡国定公園が指定されており、事業実施想定区域は、第 3 種特別地域に隣接している。
	鳥獣保護区	事業実施想定区域及びその周囲において、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区の指定はない。
	地域森林計画区域	事業実施想定区域の一部は、「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく「地域森林計画対象民有林」に指定されている。
	農業振興地域	事業実施想定区域では、南部病院周辺や真栄里集落周辺を除く大部分が「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号）に基づく「農用地区域」として指定されている。
	自然環境の保全に関する指針	「自然環境の保全に関する指針」（平成 10 年、沖縄県）に基づく事業実施想定区域の評価ランク（陸域）は「Ⅳ（身近な自然環境の保全を図る区域）」、事業実施想定区域の西側海域の評価ランク（沿岸域）は「Ⅱ（自然環境の保護・保全を図る区域）」と診断されている。
	急傾斜地崩壊危険区域地域	事業実施想定区域では、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定はない。
	地すべり防止区域	事業実施想定区域及びその周囲において、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく「地すべり防止区域」の指定はない。
	砂防指定地	事業実施想定区域及びその周囲において、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく「砂防指定地」の指定はない。

表 3.1(6)　事業実施想定区域及びその周囲の社会的状況

項目		事業実施想定区域及びその周囲の状況
自然環境の保全に関する指針等環境保全に関する施策	津波災害警戒区域	事業実施想定区域の一部は、「津波防災地域づくりに関する法律」（平成 23 年法律第 123 号）に基づく「津波災害警戒区域」に指定されている。
	景観法の規定により定められた良好な景観の形成に関する計画など	糸満市では、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づき「糸満市風景づくり条例」（平成 26 年糸満市条例第 18 号）及び「糸満市風景づくり計画」（平成 26 年 3 月、糸満市）が策定されている。 本計画の中で、事業実施想定区域は、全域が「東部エリア（市の北東部に広がる新興住宅地と歴史ある集落が混在している地区）」に指定されている。

3.2 自然的状況

事業実施想定区域及びその周囲の自然的状況は、表 3.2 に示すとおりである。

表 3.2(1)　事業実施想定区域及びその周囲の自然的状況

項目		事業実施想定区域及びその周囲の状況
大気環境	気象	長期連続観測が行われており、かつ事業実施想定区域に最も近い沖縄島西部の気象観測所は那覇観測所(所在地:沖縄県那覇市樋川、沖縄気象台内）であり、事業実施想定区域から北へ約 11km 離れている。那覇観測所における気象概要の平年値は以下のとおりである。 月別平均気温は 17.0℃から 28.9℃の間にあり、7 月に最も高く、1 月に最も低い。日最高気温は 7 月から 9 月にかけて 30℃を上回り、日最低気温は年間を通して 10℃を上回っている。 最多風向は、春から夏にかけて南寄りまたは東寄りの風が卓越し、秋から冬にかけては北寄りの風が卓越している。なお、平均風速は 5.0～5.5m/s の範囲にあり、年間を通してほぼ変わらない。 各月の平均降水量は、102.8～260.5mm の間にあり、5、6 月の梅雨時期と 8、9 月の台風が通過する時期に多い。 日照時間は 7、8 月に多く、1、2 月は少ない。
	大気質	事業実施想定区域に近い大気汚染常時監視測定局は 3 か所である。 一般環境大気測定局である那覇測定局では二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント及び微小粒子状物質の 6 項目、同じく一般環境大気測定局である糸満測定局では、光化学オキシダント 1 項目の測定が行われている。 また、自動車排出ガス測定局である松尾測定局では、二酸化窒素及び一酸化炭素の 2 項目の測定が行われている。 なお、那覇測定局及び松尾測定局では、有害大気汚染物質の測定も行われている。 （二酸化硫黄及び一酸化炭素） 平成 28 年度の測定結果は環境基準を達成している。また、平成 24～27 年度においても環境基準を達成しており、近年は減少している。 （二酸化窒素及び浮遊粒子状物質） 平成 28 年度の測定結果は環境基準を達成している。また、平成 24～27 年度においても環境基準を達成しており、概ね横ばい傾向にある。 （光化学オキシダント） 平成 28 年度の測定結果は環境基準を達成していない。また、平成 24～28 年度における経年変化を見ると、近年はやや増加している。 （微小粒子状物質） 平成 28 年度の測定結果は環境基準を達成している。また、平成 26、27 年度においても環境基準を達成しており、やや減少している。 （有害大気汚染物質） 那覇市における平成 28 年度のベンゼン等 4 物質の測定結果は、各地点、測定項目ともに有害大気汚染物質に係る環境基準を達成している。
	騒音	（騒音発生源の状況） 糸満市における「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）に基づく特定施設の届出は 92 件（平成 28 年度末現在)、特定建設作業の届出は 9 件（平成 28 年度末現在）である。

表 3.2(2)　事業実施想定区域及びその周囲の自然的状況

項目		事業実施想定区域及びその周囲の状況
大気環境	騒音	（自動車交通騒音の状況） 事業実施想定区域及びその周囲における自動車交通騒音の測定は、県道奥武山米須線の糸満市字北波平 1 区間で行われている。平成 28 年度における測定結果は、昼間、夜間ともに騒音に係る環境基準を達成している。 （航空機騒音） 沖縄県は、那覇空港周辺地域において、関係市町村と連携して航空機騒音の常時監視測定を行っている。 平成 29 年度における測定結果では、糸満局及び豊崎局では環境基準を達成しているが、与根局で環境基準を達成していない。 （騒音に係る苦情の発生状況） 沖縄県における平成 28 年度の騒音苦情件数は 294 件であり、その他（個人・不明）が 211 件（71.8%）と最も多い。
	振動	（振動発生源の状況） 糸満市における「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づく特定施設の届出は 4 件（平成 28 年度末現在)、特定建設作業の届出は 19 件（平成 28 年度末現在）である。 （振動に係る苦情の発生状況） 沖縄県における平成 28 年度の振動苦情件数は、建設業によるものから 2 件となっている。
	悪臭	（悪臭防止法による規制状況） 糸満市は、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき、複合臭にも対応可能な「臭気指数規制」を導入している。事業実施想定区域（C 区域）の敷地境界線上における規制基準（1 号基準）は 21、排出水における規制基準（3 号基準）は 37 である。 （悪臭に係る苦情の発生状況） 沖縄県における平成 28 年度の悪臭苦情件数は 226 件であり、その他（個人・不明）が 177 件（78.3%）と最も多い。
水環境	水象	糸満市における主要な河川は、二級河川の報得川がある。 事業実施想定区域及びその周囲に河川はなく、畑地から海へ向かって水路がある。
	水質及び底質	糸満市において、河川では報得川が「水質汚濁に係る環境基準」の E 類型、海域では糸満海域が A 類型に指定されている。 平成 28 年度測定結果によると、健康項目については、河川、海域すべての地点で環境基準を達成していた。生活環境項目については、河川ではすべての地点で環境基準を達成していたが、海域では北名城の pH 及び COD、糸満漁港の DO、潮平地先の pH 及び COD において、環境基準を達成しないことがあった。底質については、暫定除去基準が定められている水銀及び PCB において、基準を達成していた。
	赤土等流出状況	北名城地先における平成 21～23 年度の SPSS ランクは、5a（10kg/m^{3}以上、30 未満 kg/m^3）または 5b（30kg/m^{3}以上、50 未満 kg/m^3）であり、名城地先海域における環境保全目標類型は「海草藻場 A」（1～50kg/m^{3}未満）と設定されている。
土壌及び地盤環境	地形及び地質の状況	（地形の状況） 事業実施想定区域は、東側から西側の海に向かって、石灰岩堤によってコの字のように囲われており、北側は「小起伏丘陵」、東側は「中位面（下位）or 中位段丘下位面」、南側は「丘陵上を刻む浅谷（盆状谷)」であり、沿岸部は「海岸低地」となっている。 （地質の状況） 事業実施想定区域は、東側が琉球層群琉球石灰岩、西側が沖積層である。

表 3.2(3)　事業実施想定区域及びその周囲の自然的状況

項目		事業実施想定区域及びその周囲の状況
土壌及び地盤環境	地形及び地質の状況	（重要な地形、地質） 事業実施想定区域及びその周囲における重要な地形として、海成段丘と石灰岩堤が選定されている。なお、重要な地質についての情報はない。
	土壌及び地盤の状況	（土壌の状況） 事業実施想定区域では、国道 331 号の東側は概ね「礫質暗赤色土」であり、北側に「細粒暗赤色土」、「乾性暗赤色土（塩基系）」が見られる。国道 331 号より西側は、ほぼ「細粒褐色低地土（斑紋なし）」である。 （土砂災害危険箇所） 事業実施想定区域において、「急傾斜地崩壊危険区域」、「砂防指定地」及び「地すべり防止区域」の指定はない。 （液状化危険度） 事業実施想定区域の西側は、想定地震「沖縄本島南東沖地震 3 連動」による液状化危険度分布図において、液状化危険度が「極めて高い（15＜PL)」地域に指定されている。
	地下水盆区界	事業実施想定区域は概ね 1 つの地下水盆区界内にある。
植物、動物及び生態系	陸域植物	（植物相） 「糸満市土地分類調査（細部調査）報告書　現況調査編」（平成 7 年 3 月、沖縄県糸満市）により、糸満市内で記録されている維管束植物は 62 科 134 種であった。そのうち、事業実施想定区域及びその周囲において生息する可能性がある重要な種は 8 種である。 また、巨樹・巨木が事業実施想定区域の周囲に 3 か所存在する。 （植生） 事業実施想定区域及びその周囲は概ね畑雑草群落であり、ナガバカニクサースススキ群団の草地や、リュウキュウマツ群落、ハドノキーウラジロエノキ群団（二次林)、ナガミボチョウジーヤブニッケイ群落、モクマオウ類植林等の樹林地が混在する。 （重要な植物群落） 事業実施想定区域及びその周囲では、環境庁が実施した「自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査」により指定された特定植物群落は確認されなかった。 また、糸満市において「植物群落レッドデータ・ブック」(1996、（財）日本自然保護協会、（財）世界自然保護基金日本委員会）に該当する植物群落は、「クスノハカエデーナガミボチョウジ群落」の 1 群落であった。
	陸域動物	（哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、昆虫類） 「糸満市土地分類調査（細部調査）報告書　現況調査編」（平成 7 年 3 月、沖縄県糸満市）及び「自然環境の保全に関する指針［沖縄島編］」（平成 10 年 2 月、沖縄県）により、糸満市内で記録されている哺乳類は 4 目 5 科 8 種、鳥類は 10 目 26 科 53 種、爬虫類は 2 目 11 科 19 種、両生類は 2 目 5 科 7 種、昆虫類は 16 目 150 科 630 種であった。そのうち、事業実施想定区域及びその周囲において生息する可能性がある重要な種は、哺乳類はオキナワコキクガシラコウモリなど 5 種、鳥類はチュウサギなど 19 種、爬虫類はクロイワトカゲモドキなど 7 種、両生類はシリケンイモリの 1 種、昆虫類はクロイワゼミなど 9 種である。 （魚類、陸生貝類） 事業実施想定区域及びその周囲で記録されている魚類及び陸生貝類の分布資料は確認されなかった。
	海域植物	現在、事業実施想定区域及びその周囲において藻場の分布はないと考えられる。
	海域動物	事業実施想定区域及びその周囲におけるサンゴの分布状況は、名城ビーチの沖合に広がるものの、被度 5%未満と少ない。

表 3.2(4)　事業実施想定区域及びその周囲の自然的状況

項目		事業実施想定区域及びその周囲の状況
植物、動物及び生態系	生態系	事業実施想定区域及びその周囲における生物の生息環境は、航空写真及び既存資料を基に推察すると、主に樹林地、草地・畑地、市街地・人工環境に区分され、これらの環境区分を中心に、そこに生息する生物同士が密接にかかわりあいながら生態系を形成していると考えられる。 （環境類型区分） 事業実施想定区域は、概ね耕作地・放棄耕作地の草地を中心とした「耕地生態系」が優占している。次いで「森林生態系」が東西に延びる崖線に帯状に分布している。また、南部病院や糸満の住宅団地には「市街地生態系」がみられる。
景観	自然環境資源の状況	事業実施想定区域の南北に「海成段丘」が見られる。 また、事業実施想定区域の周囲には、沖縄島南部の戦跡や海蝕崖景観の保護を目的に設けられた「沖縄戦跡国定公園」の指定がある。
	主な景観資源、眺望点の状況	事業実施想定区域は南北を尾根に囲まれた低地に位置し、主に南北の尾根に囲まれた範囲とその周辺が主な景観資源、眺望点の対象となる。 事業実施想定区域及びその周囲における主な景観資源、眺望点は、景観資源が 22 か所、景観資源かつ眺望点が 3 か所である。主な景観資源として「糸満市立中央図書館」、「南浜公園」や「栄里の塔」、景観資源かつ眺望点として「糸満市役所」、事業実施想定区域北側の高台に位置する「ロンドン杜公園」や「前道広場」がある。
人と自然との触れ合い活動の場		事業実施想定区域及びその周囲における人と自然との触れ合い活動の場は 2 か所である。 ロンドン杜公園は字真栄里の海が見渡せる高台にあり、各種遊具や散歩コース、多目的広場やゲートボール場などが整備され、様々なレクリエーションができる施設となっている。また、公園には糸満市立中央図書館が隣接している。 南浜公園は潮崎町海岸沿いに広範囲にわたって位置しており、海岸沿いに「自然観察ゾーン」や川沿いに「水辺散策ゾーン」が整備され、ウォーキングやジョギングなどを通して、住民が自然と触れ合える場を提供している。
歴史的・文化的環境	文化財等	事業実施想定区域及びその周囲では、無形文化財である「真栄里の大綱引き」が毎年旧暦の 8 月 16 日に開催されている。この行事は、事業実施想定区域北側の字真栄里集落にある前道広場において、真栄里のムラ全体を東西に二分するマールーという組に分かれて行われる。
	埋蔵文化財包蔵地	事業実施想定区域には、国道 331 号沿いに「真栄里兼久原遺跡」及び「川田原貝塚」があり、南東側に「伊敷グスク」が隣接している。 「真栄里兼久原遺跡：一般国道 331 号糸満道路建設工事に伴う緊急発掘調査」（2010 年 3 月、糸満市教育委員会）によると、真栄里兼久原遺跡は二条一組の溝跡が特徴的であり、沖縄貝塚時代後期から近世（17～19 世紀）までの遺物が出土するが、主体となるのは近世とされている。 川田原貝塚はカータガーを中心に形成された遺跡であり、確認された遺物に乳房状尖底土器があり、川田原式土器として形式設定されている（「糸満市史 資料編 13 村落資料－旧高嶺村編－」（平成 25 年 3 月、糸満市史編集委員会））。 伊敷グスクは伊敷集落の北西、雑木林の中にあるが、詳細は不明である。

表 3.2(5)　事業実施想定区域及びその周囲の自然的状況

項目		事業実施想定区域及びその周囲の状況
歴史的・文化的環境	御嶽、拝所及び墓地の場の状況	御嶽、拝所及び墓地は、字真栄里の集落付近に数多く存在し、そのうち事業実施想定区域内には、拝所である「ワングチ」及び「クグシクユー」の 2 か所が含まれている。 ワングチは「湾口」を意味しており、昔は海に面していた。真栄里の大綱引きでは、東マールーがここから西に見える海を臨み、リューグ神（龍宮神）を遥拝するとされている。 クグシクユーは栄元腹の古墓であり、雑木林の中にある。この拝所も、綱引きのときに東マールーが拝む場所である。
	壕及び洞穴	事業実施想定区域及びその周囲における壕及び洞穴は、20 か所である。事業実施想定区域には「ドゥガーヤマの特攻艇陣地」及び「スクバル、フクバル壕」の 2 か所があるとされているが、そのうち「ドゥガーヤマの特攻艇陣地」については、有無は不明である。
一般環境中の放射性物質の状況		事業実施想定区域に最も近いモニタリングポストは那覇市（沖縄県庁）であり、その位置は事業実施想定区域から北へ約 11km 離れている。 那覇市における平成 28 年度の空間線量率は、42～79nGy/h の範囲で推移している。

第 4 章　計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

4.1　計画段階配慮事項の選定

本事業に係る計画段階配慮事項の選定は、「沖縄県環境影響評価条例」（平成 12 年 12 月 27 日、沖縄県条例第 77 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、環境影響評価が適切に実施されるために必要な技術的事項等を定めた「沖縄県環境影響評価技術指針」（平成 13 年 10 月 2 日、沖縄県告示第 678 号、以下「技術指針」という。）を基本として行った。

4.1.1　本事業における環境配慮の考え方について

(1) 複数案の設定について

技術指針においては、「計画段階配慮事項の検討に当たっては、配慮書対象事業を実施する区域の位置、配慮書対象事業の規模又は配慮書対象事業に係る建築物等の構造もしくは配置に関する複数の案（以下「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定するものとする」との記載がある。

これについて本事業においては、企業からの事業用地取得ニーズに対応するため、上位の構想として「糸満市土地利用（真栄里地区）基本構想」が平成 30 年 5 月に糸満市により策定されており、当該構想の中で真栄里地区が適地として定められた。真栄里地区が選定された理由は、表 4.1-1 に示すとおり糸満市内において企業ニーズを満たす新たな産業の受け皿となる用地として、当該地区が唯一の地区であることが示されている。

以上の理由により、配慮書対象事業に代わる事業の実施により当該配慮書対象事業の目的が達成されることはなく、かつ配慮書対象事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことは合理的ではないことから、当該地区で事業を実施しない案は検討しない。

表 4.1-1　真栄里地区を計画地区とした理由【再掲】

①一団の広がりがあるエリアであること。
②比較的造成の容易な平坦地であること。
③国道や県道等幹線道路へのアクセスが容易であること。
④那覇空港及び那覇港、高速道路 IC 等への到達時間が有利であること。
⑤市街地からの近接性が高いこと。
⑥既存工業団地への近接性が高いこと。
⑦転用が困難な土地利用規制区域を含んでいないこと。

出典：「糸満市土地利用（真栄里地区）基本構想」（平成 30 年 5 月、沖縄県糸満市）

(2) 開発配慮箇所の設定について

本事業における環境配慮は、計画段階環境配慮書において真栄里地区内で位置等に関する複数案を現地調査実施前の現段階において設定し、当該案に基づいて環境影響評価方法書以降の手続を実施する手法は用いず、今後実施することとなる現地調査や住民意見等の

段階で得られる情報を有効に活用しながら、表 4.1-2 に示すとおり、特に開発に対する配慮の検討が必要な箇所（以下「開発配慮箇所」という。）を設定し、事業実施区域（もしくは開発配慮箇所）の絞込みを行うことで、重大な環境影響を適切に回避・低減する手法を用いることとした。

表 4.1-2　開発配慮箇所とは

・開発配慮箇所は、事業実施想定区域の中で、優先的に環境に対する配慮の検討が必要となる箇所を示している。なお、その他の区域が環境に対する配慮が全く必要ではないという意味ではない。 ・具体的には、開発配慮箇所においては、土地改変といった環境影響の回避を第一とすることを基本としつつ、環境影響評価手続において得られる現地調査結果や住民意見等の意見に加えて、その他環境以外の企業の事業用地取得ニーズ調査に基づく必要面積、事業実施区域に求められる機能性等も踏まえた上で、機能性等の面からやむを得ず開発する場合には低減・代償といった環境保全措置を実施することを検討する。

事業実施想定区域を広く設定しておき、以降の手続の中で環境影響の回避・低減も考慮して事業実施区域を絞り込むという考え方は、「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（平成 25 年 3 月、環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会）においても「位置・規模の複数案の一種とみなすことができる」と明記されている。

以上より、本事業においては図 4.1-1 に示すとおり、沖縄県環境影響評価条例の手続の過程で情報を得ながら、開発配慮箇所の絞込みを行い、環境影響を回避、低減することを基本方針とする。

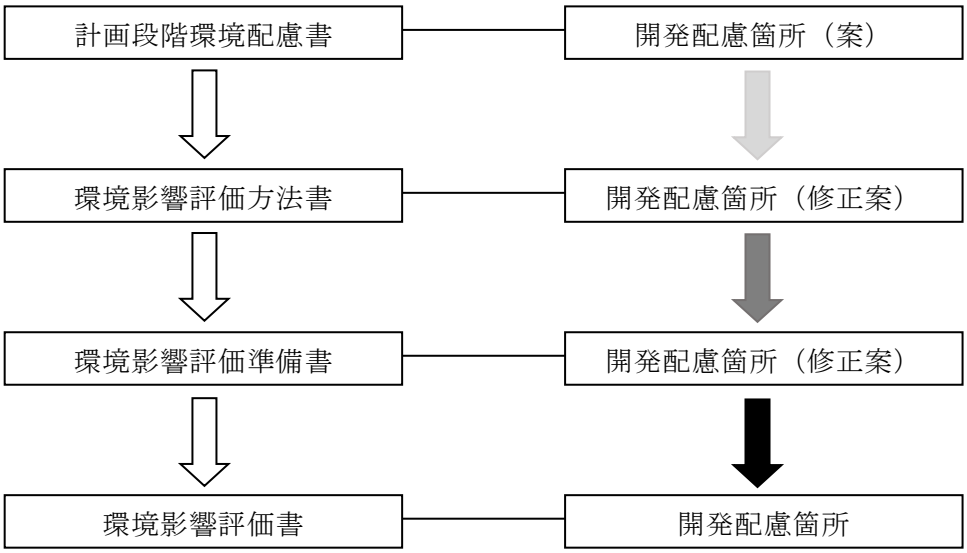

図 4.1-1　本事業における環境影響の回避・低減に向けた基本方針

(3) 開発配慮箇所の作成イメージについて

開発配慮箇所の作成に際しては、図 4.1-2 に示すとおり、各環境要素の開発配慮箇所候補を重ね合わせた上で、総合的に勘案し、開発配慮箇所を定める。

環境要素の種類については、表 4.1-3 に示すとおり、環境影響評価の各段階において、環境面や地域にとっての価値面（地域が重要視しているもの；拝所等）等から配慮が必要な要素のうち、現地調査やヒアリング等により、位置情報について一定の精度が確保できるものに限定する。特に、計画段階環境配慮書においては、「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（平成 25 年 3 月、環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会）の考え方を基本とし、計画段階配慮事項として、重大な影響を受ける環境要素は、不可逆的な影響を受ける可能性のある環境要素を対象とした。

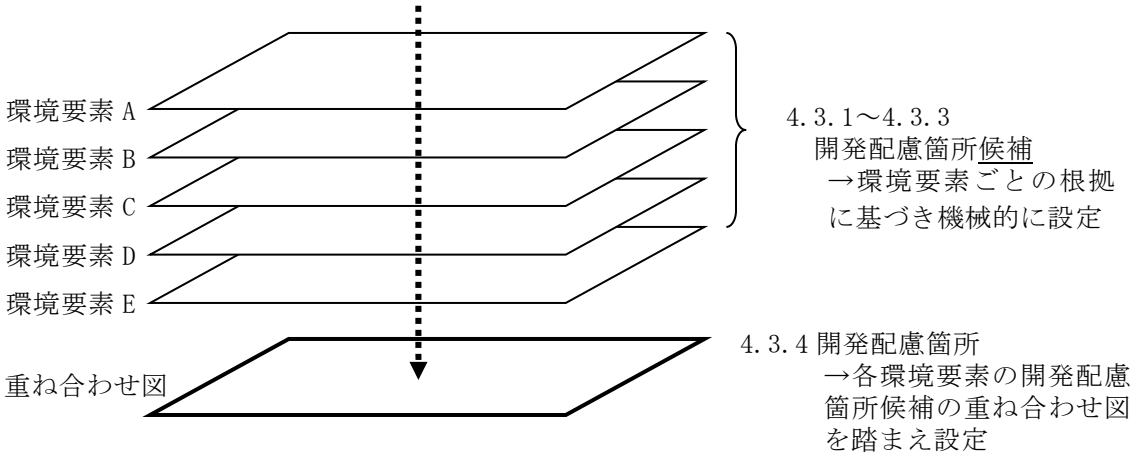

図 4.1-2　開発配慮箇所の作成イメージ

表 4.1-3　開発配慮箇所における環境要素の種類

図書の種類	開発配慮箇所候補に係る環境要素
計画段階環境配慮書	陸域生物
	生態系（陸域生態系）
	歴史的・文化的環境
環境影響評価方法書 環境影響評価準備書 環境影響評価書	陸域生物
	生態系（陸域生態系）
	歴史的・文化的環境
	上記に加え、検討に必要な環境要素

4.1.2 主な事業特性

(1) 工事の実施に関する内容

本事業における工事計画等の詳細は現時点では決定していないが、概ね以下の内容が想定される。

・一部の樹林地で伐採を行う。
・事業実施想定区域で切土・盛土のバランスに留意しながら造成工事を行う。
・工事に必要な資材及び機材等の搬出入、工事関係者の通勤、工事に伴って発生する廃棄物等の搬出を行う。
・建築物、工作物等の設置工事を行う。

(2) 施設等の存在及び供用に関する内容

施設等の存在及び供用に関する内容は、概ね以下の内容が想定される。

・物流団地の造成事業である。
・公共交通ターミナルの造成事業である。
・トラック等による陸上輸送が行われる。
・バスの交通量が増加する。

4.1.3 主な地域特性

主な地域特性は以下のとおりである。

・事業実施想定区域は、山間部に挟まれた傾斜地であり、主に耕作地・放棄耕作地等の草地環境がみられるほか、樹林環境が東西に延びる崖線沿いに一部分布する。
・事業実施想定区域の北側に集落がある。
・事業実施想定区域に隣接して、病院・社会福祉施設が 3 施設ある。
・事業実施想定区域は、自然公園区域に指定されていない。

4.1.4 影響要因及び環境要素の抽出

本事業に係る影響要因及び環境要素の抽出については、技術指針第 3 の 4 に基づいた。

本事業に伴う影響要因として、現段階において想定される内容を表 4.1-4 に示す。

表 4.1-4　本事業に伴う影響要因

影響要因の区分	影響要因
工事の実施	造成等の施工による一時的な影響
	建設機械の稼働
	資機材の運搬車両の走行
施設等の存在及び供用	敷地の出現・存在
	物流団地の存在
	車両の走行

表 4.1-4 の影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素は、技術指針表 2 から抽出した結果を表 4.1-5 に示す。また、本事業については陸域における物流団地及び公共交通ターミナルの造成であることから、抽出しなかった理由については、表 4.1-6 に示すとおりである。

表 4.1-5　本事業に係る環境要素

区分	環境要素
環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質　騒音　振動　赤土等による水の濁り　水の汚れ　地下水の水質　底質　水象　地形・地質
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸域生物　海域生物　生態系
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観　人と自然との触れ合い活動の場　歴史的・文化的環境
環境への負荷の量の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等　温室効果ガス等
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	無し

注 1. 本表は、技術指針に基づき、配慮書対象事業の実施が環境に及ぼす影響を明らかにするために、配慮書対象事業の実施に伴う影響要因を抽出して、配慮書対象事業に係る工事の実施並びに工事が完了した後の施設等の存在及び状態に区分して整理するため、その影響を受けるおそれがある環境要素を技術指針表 2 に掲げる環境要素の中から抽出したものである。

表 4.1-6　環境要素として抽出しない理由

環境要素	選定しない理由	
	工事の実施	施設等の存在及び供用
低周波音		・物流団地及び公共交通ターミナルの造成事業であることから、低周波音を発生させる施設の設置や車両の走行はしない。
悪臭		・物流団地及び公共交通ターミナルの造成事業であることから、悪臭を発生させる施設の設置や車両の走行はしない。
風害		・物流団地及び公共交通ターミナルの造成事業であることから、風害を発生させる施設の設置はしない。
土壌汚染	・土壌汚染を発生させる薬剤の散布等の工事は実施しない。	・物流団地及び公共交通ターミナルの造成事業であることから、土壌汚染を発生させる施設の設置はしない。
地盤沈下	・地盤沈下を発生させる地下水の汲み上げ工事は実施しない。	・物流団地及び公共交通ターミナルの造成事業であることから、地盤沈下を発生させる地下水の汲み上げ施設の設置はしない。
電波障害		・物流団地及び公共交通ターミナルの造成事業であることから、電波障害を発生させる高層の施設の設置はしない。
日照阻害		・物流団地及び公共交通ターミナルの造成事業であることから、日照阻害を発生させる高層の施設の設置はしない。
放射線の量		・物流団地及び公共交通ターミナルの造成事業であることから、放射線を発生させる施設の設置はしない。

注 1. 斜線部はそもそも環境影響が想定されないことを示す。

本事業に係る計画段階配慮事項の選定については、技術指針第 3 の 5 に基づき、事業特性や事業実施想定区域及びその周囲の自然的・社会状況を踏まえ、方法書以降の段階で回避・低減が困難である、もしくは影響が一時的・可逆的ではない重大な環境影響を受けるおそれのある環境要素について、「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（平成 25 年 3 月、環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会）を踏まえ、計画段階配慮事項として選定した。

計画段階配慮事項の選定結果を表 4.1-7、計画段階配慮事項として選定した理由・選定しない理由を表 4.1-8 に、そのうち、陸域生物、生態系、歴史的・文化的環境の詳細を表 4.1-9 に示す。

表 4.1-7　計画段階配慮事項の選定結果

環境要素の区分 ＼ 影響要因の区分			工事の実施			施設等の存在及び供用		
			造成等の施工による一時的な影響	建設機械の稼働	資機械の運搬車両の走行	敷地の出現・存在	物流団地の存在	車両の走行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質						
		騒音						
		振動						
		悪臭						
		風害						
	水環境	赤土等による水の濁り						
		水の汚れ						
		地下水の水質						
		底質						
		水象						
	土壌に係る環境	土壌汚染						
		地盤沈下						
		地形・地質						
	その他の環境	電波障害						
		日照障害						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸域生物					○		
	海域生物							
	生態系					○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観							
	人と自然との触れ合いの活動の場							
	歴史的・文化的環境					○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等							
	温室効果ガス等							
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量							

注 1. 環境要素の灰色表示は、事業特性を踏まえ環境影響が想定されない項目を示す。
注 2. 敷地の出現・存在には、敷地の出現に伴う樹林地の伐採等も含む。

表 4.1-8(1)　計画段階配慮事項として選定した理由・選定しない理由

評価項目		選定結果	選定した理由・選定しない理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
大気環境	工事の実施	×	工事の実施による影響として、大気環境への影響が懸念されるが、影響が可逆的・短期間であることに加え、事業の計画熟度を高める方法書以降の段階において予測・評価を行った上で、必要に応じて適切に環境保全措置（例えば、排出ガス対策型・低騒音型・低振動型の建設機械の使用）を講じることにより、環境影響の回避・低減が可能であり、重大な影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、計画段階配慮事項に選定しない。
	施設等の存在及び供用	×	本事業は、物流団地や公共交通ターミナルの造成事業であり、施設等の存在及び供用による大気環境への影響が懸念されるが、県内所在の既設バスターミナルや物流倉庫において大気環境が問題となっていないことに加え、発生交通量等を含む事業の計画熟度を高める方法書以降の段階において予測・評価を行った上で、必要に応じて適切に環境保全措置（例えば、エコドライブ）を講じることにより、環境影響の回避・低減が可能であり、重大な影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、計画段階配慮事項に選定しない。
水環境	工事の実施	×	工事の実施による影響として、濁水の発生による水環境への影響等が懸念されるが、影響が可逆的・短期間であることに加え、事業の計画熟度を高める方法書以降の段階において予測・評価を行った上で、適切に環境保全措置（濁水発生対策等）を講じることにより、環境影響の回避・低減が可能であり、重大な影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、計画段階配慮事項に選定しない。
	施設等の存在及び供用	×	本事業は、物流団地や公共交通ターミナルの造成事業であり、排水の発生や地下水のくみ上げ等の施設の立地はないことから、重大な影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、計画段階配慮事項に選定しない。

表 4.1-8(2)　計画段階配慮事項として選定した理由・選定しない理由

評価項目		選定結果	選定した理由・選定しない理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
土壌に係る環境	工事の実施	×	工事の実施による影響として、地形・地質の改変による土壌に係る環境への影響が懸念されるが、周囲にも同様の土壌に係る環境が存在することに加え、事業の計画熟度を高める方法書以降の段階において予測・評価を行った上で、適切に環境保全措置（事業を実施する区域の絞込み）を講じることにより環境影響の回避・低減が可能であり、重大な影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、計画段階配慮事項に選定しない。
	施設等の存在及び供用	×	本事業は、物流団地や公共交通ターミナルの造成事業であり、施設等の存在及び供用による影響は懸念されず、計画段階配慮事項に選定しない。
陸域生物	工事の実施	×	工事の実施による影響として、濁水・騒音の発生や工事区域への小動物の侵入により陸域生物への影響が懸念されるが、影響が可逆的・短期間であることに加え、事業の計画熟度を高める方法書以降の段階において予測・評価を行った上で、適切に環境保全措置（例えば、濁水発生対策、低騒音型の建設機械の使用、侵入防止柵の設置等）を講じることにより環境影響の回避・低減が可能であり、重大な影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、計画段階配慮事項に選定しない。
	施設等の存在及び供用	○	詳細は表 4.1-9 に示す。
海域生物	工事の実施	×	工事の実施による影響として、濁水の発生により海域生物への影響が懸念されるが、影響が短期間であることに加え、事業の計画熟度を高める方法書以降の段階において予測・評価を行った上で、適切に環境保全措置（例えば、濁水発生対策、沈砂池等）を講じることにより環境影響の回避・低減が可能であり、重大な影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、計画段階配慮事項に選定しない。
	施設等の存在及び供用	×	本事業は、物流団地や公共交通ターミナルの造成事業であり、排水等発生施設の立地はないことから、計画段階配慮事項に選定しない。

表 4.1-8(3)　計画段階配慮事項として選定した理由・選定しない理由

評価項目		選定結果	選定した理由・選定しない理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
生態系	工事の実施	×	工事の実施による影響として、濁水・騒音の発生や工事区域への小動物の侵入により陸域生態系への影響が懸念されるが、影響が短期間であることに加え、事業の計画熟度を高める方法書以降の段階において予測・評価を行った上で、適切に環境保全措置（例えば、濁水発生対策、低騒音型の建設機械の使用、侵入防止柵の設置等）を講じることにより環境影響の回避・低減が可能であり、重大な影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、計画段階配慮事項に選定しない。
	施設等の存在及び供用	○	詳細は表 4.1-9 に示す。
景観	工事の実施	×	工事の実施による影響として、建設機械の稼働等による景観への影響が懸念されるが、影響が可逆的・短期間であることから、重大な影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、計画段階配慮事項に選定しない。
	施設等の存在及び供用	×	本事業は、物流団地や公共交通ターミナルの造成事業であり、施設等の存在及び供用により景観への影響が懸念されるが、事業の計画熟度を高める方法書以降の段階において予測・評価を行った上で、必要に応じて適切に環境保全措置（例えば、緑化による構造物の遮蔽による修景等）を講じることにより、環境影響の回避・低減が可能であり、計画段階配慮事項に選定しない。

表 4.1-8(4)　計画段階配慮事項として選定した理由・選定しない理由

評価項目		選定結果	選定した理由・選定しない理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
人と自然との触れ合いの活動の場	工事の実施	×	工事の実施による影響として、人と自然との触れ合い活動の場へのアクセス阻害が懸念されるが、影響が可逆的・短期間であることに加え、事業の計画熟度を高める方法書以降の段階において予測・評価を行った上で、必要に応じて適切に環境保全措置（例えば、車両ルートの設定等）を講じることにより環境影響の回避・低減が可能であり、重大な影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、計画段階配慮事項に選定しない。
	施設等の存在及び供用	×	本事業は、物流団地や公共交通ターミナルの造成事業であり、施設等の存在及び供用により人と自然との触れ合い活動の場へのアクセス阻害が懸念されるが、事業の計画熟度を高める方法書以降の段階において予測・評価を行った上で、必要に応じて適切に環境保全措置（例えば、車両ルートの設定）を講じることにより、環境影響の回避・低減が可能と考えられることから、計画段階配慮事項に選定しない。
歴史的・文化的環境	工事の実施	×	工事の実施による影響として、歴史的・文化的環境への影響が懸念されるが、事業の計画熟度を高める方法書以降の段階において予測・評価を行った上で、文化財保護法に基づく対応により環境影響の回避・低減が可能であり、重大な影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、計画段階配慮事項に選定しない。
	施設等の存在及び供用	○	詳細は表 4.1-9 に示す。

表 4.1-8(5)　計画段階配慮事項として選定した理由・選定しない理由

評価項目		選定結果	選定した理由・選定しない理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
廃棄物等	工事の実施	×	工事の実施による一時的な影響として、残土の発生等が懸念されるが、影響が短期間であることに加え、事業の計画熟度を高める方法書以降の段階において予測・評価を行った上で、環境保全措置（切土盛土の土工バランスの考慮）を講じることにより環境影響の回避・低減が可能であり、重大な影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、計画段階配慮事項に選定しない。
	施設等の存在及び供用	×	本事業は、物流団地や公共交通ターミナルの造成事業であり、施設等の存在及び供用による廃棄物の発生が懸念されるが、事業の計画熟度を高める方法書以降の段階において予測・評価を行った上で、必要に応じて環境保全措置（リサイクルの推進）を講じることにより、環境影響の回避・低減が可能と考えられることから、計画段階配慮事項に選定しない。
温室効果ガス等	工事の実施	×	工事の実施による影響として、温室効果ガス等の発生により地球温暖化の影響が懸念されるが、影響が可逆的・短期間であることに加え、事業の計画熟度を高める方法書以降の段階において予測・評価を行った上で、必要に応じて適切に環境保全措置（例えば、CO2 排出低減に資する低燃費型建設機械の使用）を講じることにより環境影響の回避・低減が可能であり、重大な影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、計画段階配慮事項に選定しない。
	施設等の存在及び供用	×	本事業は、物流団地や公共交通ターミナルの造成事業であり、施設等の存在及び供用により温室効果ガスの発生による地球温暖化の影響が懸念されるが、事業の計画熟度を高める方法書以降の段階において予測・評価を行った上で、必要に応じて適切に環境保全措置（例えば、グリーン物流の導入）を講じることにより、環境影響の回避・低減が可能と考えられることから、計画段階配慮事項に選定しない。

表 4.1-9(1)　計画段階配慮事項として選定した理由・選定しない理由（詳細）

評価項目		選定結果	選定した理由・選定しない理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
陸域生物	造成等の施工による一時的な影響	×	造成等の施工による一時的な影響として、濁水の発生による陸域生物（水生生物）への影響や周囲から工事区域への小動物の侵入が懸念されるが、事業の計画熟度を高める方法書以降の段階において予測・評価を行った上で、適切に環境保全措置（濁水発生対策、侵入防止柵の設置）を講じることにより環境影響の回避・低減が可能であり、重大な影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、計画段階配慮事項に選定しない。
	建設機械の稼働	×	建設機械の稼働による騒音により、周辺に生息・生育する陸域生物（陸域動物・陸域植物）への影響が懸念されるが、影響が可逆的・短期間であることに加え、事業の計画熟度を高める方法書以降の段階において予測・評価を行った上で、適切に環境保全措置（例えば、排出ガス対策型の建設機械の使用・低騒音の建設機械の使用）を講じることにより環境影響の回避・低減が可能であり、重大な影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、計画段階配慮事項に選定しない。
	資機材の運搬車両の走行	×	資機材の運搬車両の走行による影響として、陸域生物（陸域動物）へのロードキルの発生が考えられるが、影響が短期間であることに加え、事業の計画熟度を高める方法書以降の段階において予測・評価を行った上で、適切に環境保全措置（例えば、看板等の設置や例えば工程会議等にて工事業者への注意喚起）を講じることにより環境影響の回避・低減が可能であり、重大な影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、計画段階配慮事項に選定しない。
	敷地の出現・存在	○	敷地の確保のため、樹林地の伐採が想定され、当該箇所において、生息・生育する陸域生物（陸域動物・陸域植物）への影響が懸念されることから、計画段階配慮事項に選定する。なお、敷地の出現の際しては、工事着手前に貴重な植物の移植を行い、環境影響を低減する。
	物流団地の存在	×	物流団地の存在により、事業実施想定区域周辺に生息・生育する陸域生物への重大な影響は想定されないことから、計画段階配慮事項に選定しない。
	車両の走行	×	車両の走行により、事業実施想定区域周辺に生息・生育する陸域生物への影響としてロードキルが想定されるが、事業の計画熟度を高める方法書以降の段階において予測・評価を行った上で、適切に環境保全措置（例えば、看板設置等による注意喚起、エコドライブ）を講じることにより環境影響の回避・低減が可能であり、重大な影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、計画段階配慮事項に選定しない。

表 4.1-9(2)　計画段階配慮事項として選定した理由・選定しない理由（詳細）

評価項目		選定結果	選定した理由・選定しない理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
生態系 （陸域生態系）	造成等の施工による一時的な影響	×	造成等の施工による一時的な影響として、濁水の発生による生態系の構成要素である陸域生物（水生生物）への影響や周囲から工事区域への小動物の侵入が懸念されるが、事業の計画熟度を高める方法書以降の段階において予測・評価を行った上で、適切に環境保全措置（濁水発生対策、侵入防止柵の設置）を講じることにより環境影響の回避・低減が可能であり、重大な影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、計画段階配慮事項に選定しない。
	建設機械の稼働	×	建設機械の稼働による騒音により、周辺に生息・生育する生態系の構成要素（陸域動物・陸域植物）への影響が懸念されるが、影響が可逆的・短期間であることに加え、事業の計画熟度を高める方法書以降の段階において予測・評価を行った上で、適切に環境保全措置（例えば、排出ガス対策型の建設機械の使用・低騒音の建設機械の使用）を講じることにより環境影響の回避・低減が可能であり、重大な影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、計画段階配慮事項に選定しない。
	資機材の運搬車両の走行	×	資機材の運搬車両の走行による影響として、生態系の構成要素（陸域動物）のロードキルの発生が考えられるが、影響が短期間であることに加え、事業の計画熟度を高める方法書以降の段階において予測・評価を行った上で、適切に環境保全措置（例えば、看板等の設置や例えば工程会議等にて工事業者への注意喚起）を講じることにより環境影響の回避・低減が可能であり、重大な影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、計画段階配慮事項に選定しない。
	敷地の出現・存在	○	敷地の確保のため、樹林地の伐採が想定され、当該箇所において、生態系（基盤及び構成要素としての陸域動物・陸域植物）への影響が懸念されることから、計画段階配慮事項に選定する。なお、敷地の出現に際しては、現地調査結果を踏まえ必要に応じて工事着手前に貴重な植物の移植を行い、環境影響を低減する。
	物流団地の存在	×	物流団地の存在により、事業実施想定区域周辺の生態系への重大な影響は想定されないことから、計画段階配慮事項に選定しない。
	車両の走行	×	車両の走行により、事業実施想定区域周辺の生態系への影響としてロードキルが想定されるが、事業の計画熟度を高める方法書以降の段階において予測・評価を行った上で、適切に環境保全措置（例えば、看板設置等による注意喚起、エコドライブ）を講じることにより環境影響の回避・低減が可能であり、重大な影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、計画段階配慮事項に選定しない。

表 4.1-9(3)　計画段階配慮事項として選定した理由・選定しない理由（詳細）

評価項目		選定結果	選定した理由・選定しない理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
歴史的・文化的環境	造成等の施工による一時的な影響	×	造成等の施工による一時的な影響として、歴史的・文化的環境への重大な影響が想定されないことから、計画段階配慮事項に選定しない。
	建設機械の稼働	×	建設機械の稼働による騒音により、歴史的・文化的環境への重大な影響が想定されないことから、計画段階配慮事項に選定しない。
	資機材の運搬車両の走行	×	資機材の運搬車両の走行による重大な影響は想定されないことから、計画段階配慮事項に選定しない。
	敷地の出現・存在	○	敷地の確保のため、歴史的・文化的環境への影響が懸念されることから、計画段階配慮事項に選定する。
	物流団地の存在	×	物流団地の存在により、歴史的・文化的環境への重大な影響は想定されないことから、計画段階配慮事項に選定しない。
	車両の走行	×	車両の走行により、歴史的・文化的環境への重大な影響は想定されないことから、計画段階配慮事項に選定しない。

表 4.1-5 に示す環境要素の区分のうち、表 4.1-9 に示す陸域生物、生態系、歴史的・文化的環境以外の環境要素については、方法書以降の段階で回避・低減が可能と考えられる、もしくは影響が一時的・可逆的であると考えられる。そのため、「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（平成 25 年 3 月、環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会）を踏まえ、これらの環境要素は、重大な影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、計画段階配慮事項に選定しない。

4.2　計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法

計画段階配慮事項に係る調査・予測・評価の手法は、事業計画の熟度に応じた環境配慮を適切に実施できる手法とし、調査については既存資料等に基づき環境配慮が必要な検討対象の位置・分布を把握する手法、予測は環境の変化を把握する手法、評価は環境影響の程度及び環境の保全に関する施策との整合性を整理することで行うこととした。

計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法は、表 4.2-1 に示すとおりである。

表 4.2-1　計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法

環境要素	調査手法	予測手法	評価手法
陸域生物	既存資料等の収集・整理、現地調査及びヒアリング ・想定される重要な植物種・動物種の分布状況 ・植生の分布状況	陸域生物の状況と事業実施想定区域との位置関係の把握	環境影響の回避・低減に係る評価及び環境の保全に関する施策との整合性に係る評価
	選定理由：事業実施想定区域及びその周囲の状況並びに開発配慮箇所候補の位置を概略選定できる手法であるため	選定理由：事業実施想定区域及びその周囲の状況並びに開発配慮箇所候補への影響の程度を把握できる手法であるため	選定理由：開発配慮箇所候補への影響の程度を評価でき、かつ施策との整合性を評価できる手法であるため
生態系 （陸域生態系）	既存資料等の収集・整理及び現地調査 ・地域を特徴づける生態系の状況等	生態系の状況と事業実施想定区域との位置関係の把握	環境影響の回避・低減に係る評価及び環境の保全に関する施策との整合性に係る評価
	選定理由：事業実施想定区域及びその周囲の状況並びに開発配慮箇所候補の位置を概略選定できる手法であるため	選定理由：事業実施想定区域及びその周囲の状況及び開発配慮箇所候補への影響の程度を把握できる手法であるため	選定理由：開発配慮箇所候補への影響の程度を評価でき、かつ施策との整合性を評価できる手法であるため
歴史的・文化的環境	既存資料等の収集・整理及びヒアリング ・拝所の位置等	歴史的・文化的環境の分布の状況と事業実施想定区域との位置関係の把握	環境影響の回避・低減に係る評価及び環境の保全に関する施策との整合性に係る評価
	選定理由：事業実施想定区域の状況並びに開発配慮箇所候補の位置を概略選定できる手法であるため	選定理由：事業実施想定区域における開発配慮箇所候補への影響の程度を把握できる手法であるため	選定理由：開発配慮箇所候補への影響の程度を評価でき、かつ施策との整合性を評価できる手法であるため

4.3 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

4.3.1 環境影響の検討結果

(1) 事業実施想定区域全体に対する環境影響の程度

本事業において、開発配慮箇所を含む事業実施想定区域全体における環境影響の調査、予測及び評価結果は、表 4.3-1 に示すとおりである。

また、特に、開発配慮箇所に対する環境影響の程度の詳細については、次項に示す。

表 4.3-1　計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

環境要素	調査結果	予測結果	評価結果
陸域生物	○陸域植物 ・文献調査；生育する可能性のある重要な種は 8 種。重要な植物群落は存在しない。 ・ヒアリング調査；生育する可能性のある重要な種は 9 種。 ・現地調査；19 の植生と 9 の土地利用を確認。 ○陸域動物 ・文献調査；生息する可能性のある重要な種は 40 種。 ・ヒアリング調査；生息する可能性のある重要な種は 11 種。	○陸域動物・陸域植物 ・開発配慮箇所候補の直接改変を行わないことで、環境影響を回避することができる。 ・やむを得ず直接改変することとなった場合は、自然性の高い樹林環境を構成する動植物種の生息・生育環境が変化する可能性が考えられる。 ・同様にやや自然性が高い樹林環境を構成する動植物種の生息・生育環境が変化する可能性が考えられる。	○重大な環境影響の回避・低減 ・開発配慮箇所を適切に設定し、事業者の実行可能な範囲で回避・低減を図ることに努めるとともに、今後の事業計画検討や環境影響評価手続において、開発配慮箇所に対して適切に配慮することにより、重大な影響を回避、低減できるものと考えられる。 ○環境の保全に関する施策との整合性 ・県、市の施策と整合している。
生態系 （陸域生態系）	○陸域生態系 ・現地調査；相観による現存植生図から地域を特徴づける生態系として森林生態系、耕地生態系、市街地生態系の 3 類型が存在。	○陸域生態系 ・開発配慮箇所候補の直接改変を行わないことで、環境影響を回避することができる。 ・やむを得ず直接改変することとなった場合は、ガジュマル等の常緑広葉樹林がみられる自然性の高い場所では、直接改変に伴い樹林環境を構成する動植物種の生息・生育環境が変化する可能性が考えられる。	○重大な環境影響の回避・低減 ・開発配慮箇所を適切に設定し、事業者の実行可能な範囲で回避・低減を図ることに努めるとともに、今後の事業計画検討や環境影響評価手続において、開発配慮箇所に対して適切に配慮することにより、重大な影響を回避、低減できるものと考えられる。 ○環境の保全に関する施策との整合性 ・県、市の施策と整合している。
歴史的・文化的環境	○文化財 ・文献調査；字真栄里では大綱引きが存在する。 ・ヒアリング調査；上記は事業実施想定区域内には存在しない。 ○埋蔵文化財包蔵地 ・文献調査;真栄里兼久原遺跡及び川田原貝塚が存在。 ・ヒアリング調査；国道東側においても、埋蔵文化財が存在する可能性がある。 ○御嶽・拝所、墓地 ・文献調査；拝所と墓地が各 1 箇所存在。 ・ヒアリング調査；事業実施想定区域内には、拝所 2 箇所が存在。	○埋蔵文化財包蔵地 ・開発配慮箇所候補の直接改変を行わないことで、環境影響を回避することができる。 ・やむを得ず直接改変することとなった場合は、事業実施想定区域内の埋蔵文化財包蔵地が消失する。 ○拝所 ・開発配慮箇所候補の直接改変を行わないことで、環境影響を回避することができる。 ・やむを得ず直接改変することとなった場合は、拝所（ワングチ）及び墓地（クグシクユー）が消失する。	○重大な環境影響の回避・低減 ・開発配慮箇所を適切に設定し、事業者の実行可能な範囲で回避・低減を図ることに努めるとともに、今後の事業計画検討や環境影響評価手続において、開発配慮箇所に対して適切に配慮することにより、重大な影響を回避、低減できるものと考えられる。 ○環境の保全に関する施策との整合性 ・県、市の施策と整合している。

(2) 開発配慮箇所（案）に対する環境影響の程度

開発配慮箇所をやむを得ず、直接改変した場合における環境影響の程度の詳細については、表 4.3-2 に示すとおりである。

表 4.3-2　計画段階配慮事項に対する環境影響の程度（開発配慮箇所（案））

開発配慮箇所（案）	環境影響の程度
開発配慮箇所 A	・直接改変に伴い樹林環境に依存する重要な動植物種の生息・生育環境が変化する可能性が考えられる。 ・隣接する樹林環境に依存する重要な動物種の多くは周辺域に移動することが可能である。 ・直接改変に伴い、クグシクユー（拝所）が消失する。
開発配慮箇所 B	・直接改変に伴い樹林環境に依存する重要な動植物種の生息・生育環境が変化する可能性が考えられる。 ・伊敷グスクの斜面の森林及び開発配慮箇所 C をつなぐ森林としての役割があることから、直接改変に伴い移動性の小さい爬虫類や昆虫類、陸生貝類等の事業実施想定区域間の移動が阻害する可能性が考えられる。
開発配慮箇所 C	・直接改変に伴い樹林環境に依存する重要な動植物種の生息・生育環境が変化する可能性が考えられる。 ・東西の崖線の帯状に樹林環境がみられることから、直接改変に伴い移動性の小さい爬虫類や昆虫類、陸生貝類等の事業実施想定区域間の移動が阻害される可能性がある。 ・直接改変により、ワングチ（拝所）が消失する。
開発配慮箇所 D	・直接改変に伴い樹林環境に依存する重要な動植物種の生息・生育環境が変化する可能性が考えられる。 ・東西の崖線の帯状に樹林環境がみられることから、直接改変に伴い移動性の小さい爬虫類や昆虫類、陸生貝類等の事業実施想定区域間の移動が阻害される可能性がある。
開発配慮箇所 E	・海岸林の床下は貧弱であり、重要な植物種は少ないことが想定されることから、直接改変に伴う生育環境への変化は小さいと考えられる。 ・海岸林のため、想定されている陸域の重要な動物種としては少なく、直接改変に伴う生息環境への変化は小さいと考えられる。
開発配慮箇所 F	・直接改変に伴い、真栄里兼久原遺跡、川田原貝塚が消失する。

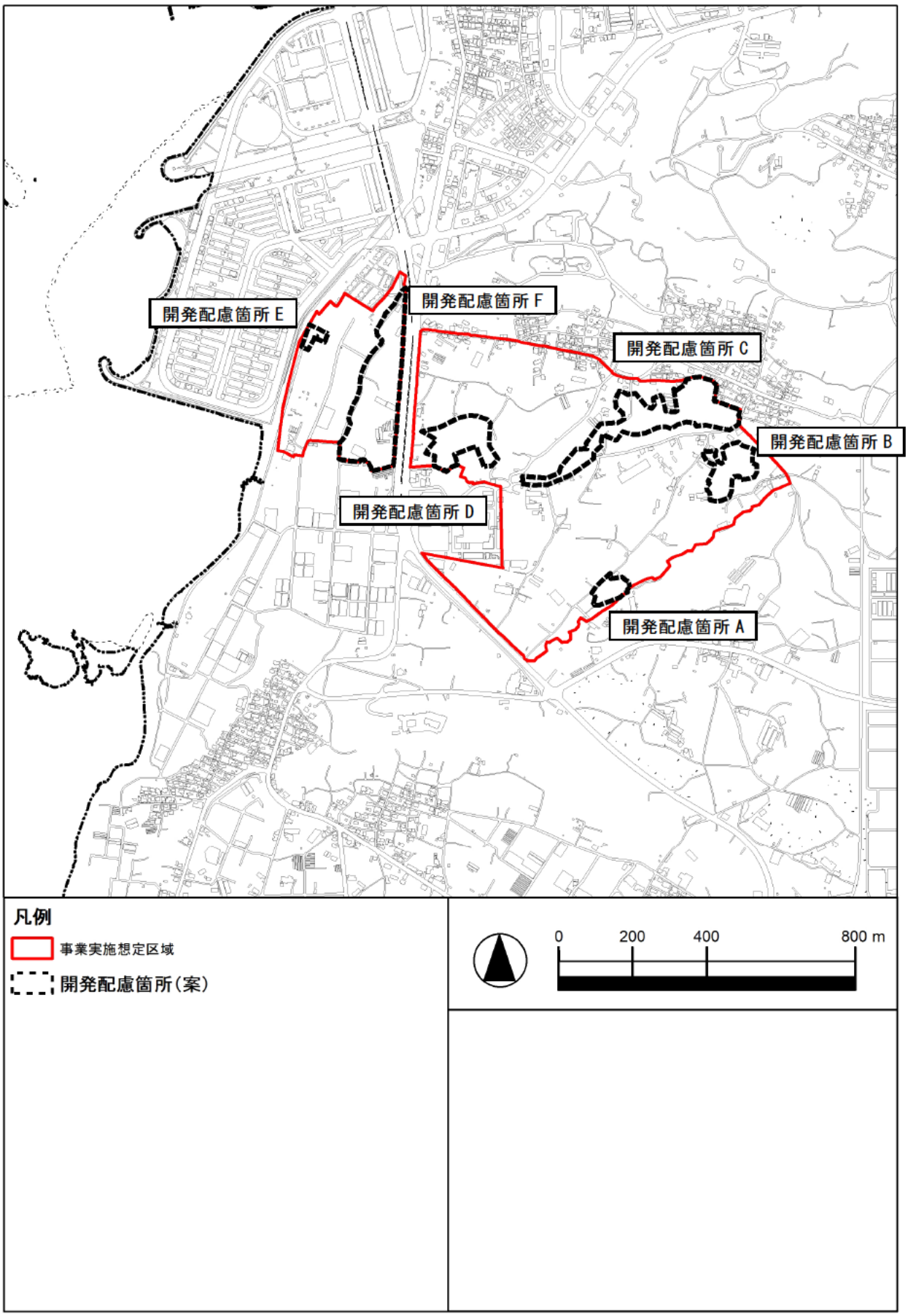

図 4.3-1　開発配慮箇所（案）【再掲】

4.3.2 開発配慮箇所（案）を考慮した基本構想の発展的見直しの方向性

(1) 基本的な考え方

本事業における土地利用計画を示すものとして、基本構想において整備計画図（案）が示されている（図 2.5-3)。当該整備計画図（案）も含め、基本構想の位置づけとしては整備を検討している物流団地と公共交通ターミナルの方向性や全体像を明らかにするため策定されたものである。つまり、糸満市及び糸満市土地開発公社は、基本構想を発展的に見直し、事業に係る各種計画を醸成する流れとなっている。

発展的見直しの観点としては、基本構想段階における事業用地取得ニーズを主な根拠とした整備計画図（案）を尊重しつつも、一方で真栄里地区の環境にも配慮し、両者のバランスのとれた持続可能な開発とすることが必要である。

その具体的な検討手法としては、整備計画図（案）に開発配慮箇所（案）を重ね合わせ、回避できる可能性がある開発配慮箇所・消失する可能性がある開発配慮箇所を明示した上で、開発・環境配慮の方向性を記載し、住民、関係行政機関の意見を踏まえながら、開発と環境に配慮した事業に係る各種計画を作成する。

ここで留意すべき事項としては、基本構想策定以降の現段階においても事業用地取得ニーズ調査を実施中であること、環境面についても環境影響評価準備書にて整理することとなる現地調査は今後実施することから、バランスのとれた持続可能な開発とするためには、事業に係る各種計画はそれら情報の精度を高めた上で決定することが適切である。

(2) 発展的見直しの方向性の検討

開発配慮箇所(案)を考慮した基本構想の発展的見直しの方向性は、表 4.3-3、図 4.3-2 に示すとおりである。

表 4.3-3(1)　開発配慮箇所（案）を考慮した基本構想の発展的見直しの方向性

開発配慮箇所（案）	基本構想の発展的見直しの方向性
開発配慮箇所 A	(開発した場合に想定される影響) ・直接改変に伴い、樹林環境に依存する重要な植物種の生育環境が変化する可能性が考えられる。 ・直接改変に伴い、クグシクユー（拝所）が消失する。 (見直しの方向性) ・クグシクユー（拝所）とその周辺の常緑広葉樹林の一部を回避して保全する。
開発配慮箇所 B	(開発した場合に想定される影響) ・直接改変に伴い、樹林環境に依存する重要な植物種の生育環境が変化する可能性が考えられる。 (見直しの方向性) ・事業に伴いやむなく消失する。環境影響評価準備書にて整理することとなる現地調査の結果を踏まえ、必要に応じて低減・代償措置を検討する。

表 4.3-3(2)　開発配慮箇所（案）を考慮した基本構想の発展的見直しの方向性

開発配慮箇所（案）	基本構想の発展的見直しの方向性
開発配慮箇所 C（東側）	(開発した場合に想定される影響) ・直接改変に伴い樹林環境に依存する重要な植物種の生育環境及び動物種の生息環境の変化する可能性が考えられる。 ・直接改変に伴いワングチ（拝所）が消失する。 (見直しの方向性) ・ワングチ（拝所）を含め常緑広葉樹林は可能な限り開発を回避する。
開発配慮箇所 C(西側)	(開発した場合に想定される影響) ・直接改変に伴い樹林環境に依存する重要な植物種の生育環境及び動物種の生息環境の変化する可能性が考えられる。 (見直しの方向性) ・崖線の常緑広葉樹林を残置もしくは自然緑地・公園として可能な限り保全する。
開発配慮箇所 D	(開発した場合に想定される影響) ・直接改変に伴い樹林環境に依存する重要な植物種の生育環境及び動物種の生息環境の変化する可能性が考えられる。 (見直しの方向性) ・事業に伴いやむなく消失する。環境影響評価準備書にて整理することとなる現地調査の結果を踏まえ、必要に応じて低減・代償措置を検討する。
開発配慮箇所 E	(開発した場合に想定される影響) ・オオハマボウが優占する海岸林であるが、林床下は貧弱であり、重要な植物種は少ないことが想定されることから、直接改変に伴う生育環境への変化は小さいと考えられる。 (見直しの方向性) ・事業に伴いやむなく消失する。環境影響評価準備書にて整理することとなる現地調査の結果を踏まえ、必要に応じて低減・代償措置を検討する。
開発配慮箇所 F	(開発した場合に想定される影響) ・直接改変に伴い、真栄里兼久原遺跡、川田原貝塚が消失する。 (見直しの方向性) ・文化財調査等を進め、文化財保護法に基づき適切に対応する。

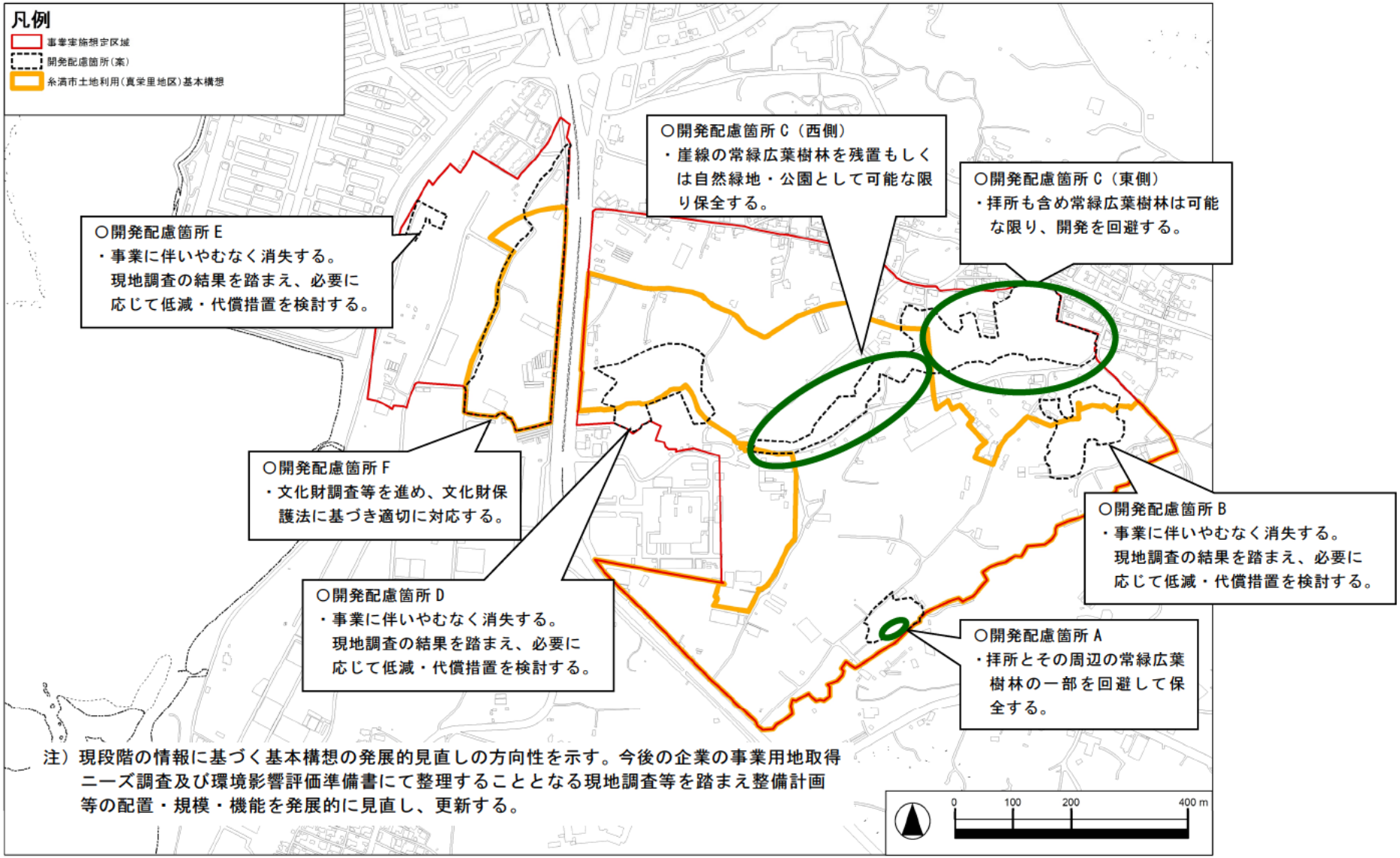

図 4.3-2　開発配慮箇所（案）を考慮した基本構想の発展的見直しの方向性

(3) まとめ

計画段階環境配慮書においては、はじめに「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（平成25年3月、環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会）の考え方に則り、事業の実施により不可逆的な影響を受ける可能性のある環境要素である「陸域生物、生態系、歴史的・文化的環境」を計画段階配慮事項として選定した。

次に、計画段階配慮事項（陸域生物、生態系、歴史的・文化的環境）への環境影響を、事業者の実行可能な範囲で回避・低減するために、事業実施想定区域において相対的に重要度の高い環境を開発配慮箇所として設定した。開発配慮箇所については、に示すとおり、事業実施想定区域の中で優先的に環境に対する配慮の検討が必要となる箇所を示しており、これを踏まえ、適切に環境配慮を行うことで、環境影響を相当程度、回避・低減できるものと考える。

今後、事業計画の熟度を高める過程において、機能性等の面からやむを得ず開発配慮箇所を直接改変することとなった場合には、環境影響が生じる可能性があることを十分認識し、検討を進める。具体的には、沖縄県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の手続を進めていく中で、環境の現況をより精度良く把握し、開発配慮箇所の設定範囲の精度を向上させ、事業に必要な開発面積・開発位置を精査した上で、事業実施に係る環境影響を事業者として、最大限、回避・低減・代償を行う考えである。これにより基本構想における整備計画（案）の発展的見直しを行い、今後の整備計画に反映させていく予定である。

環境影響評価方法書・環境影響評価準備書・環境影響評価書においては、計画段階配慮事項として選定した不可逆的な影響を受ける可能性のある環境要素である陸域生物、生態系、歴史的・文化的環境に加え、可逆的もしくは一時的な影響を受ける可能性のある環境要素についても考慮し、事業の実施による環境影響を可能な限り、回避・低減・代償を行う考えである。

表 4.3-4　開発配慮箇所とは【再掲】

・開発配慮箇所は、事業実施想定区域の中で、優先的に環境に対する配慮の検討が必要となる箇所を示している。なお、その他の区域が環境に対する配慮が全く必要ではないという意味ではない。 ・具体的には、開発配慮箇所においては、土地改変といった環境影響の回避を第一とすることを基本としつつ、環境影響評価手続において得られる現地調査結果や住民意見等の意見に加えて、その他環境以外の企業の事業用地取得ニーズ調査に基づく必要面積、事業実施区域に求められる機能性等も踏まえた上で、機能性等の面からやむを得ず開発する場合には低減・代償といった環境保全措置を実施することを検討する。